ウェブ版

消費者問題を よむ・しる・かんがえる

国民生活

No.35
2015
6

特集

製品事故の防止と被害救済

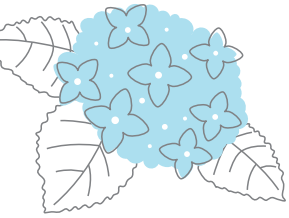

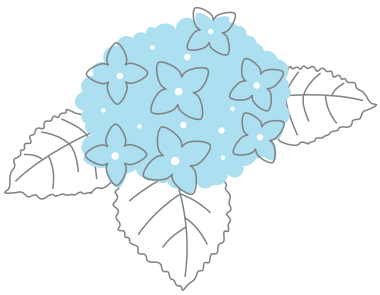

消費者問題アラカルト

始まりました 新しい子ども・子育て支援制度

新連載

世界の勧誘規制を知る

Do-Not-Call制度とは

消費者問題を よむ・しる・かんがえる
国民生活 No.35 2015 6
ウェブ版

CONTENTS

特集 製品事故の防止と被害救済

1 ● 特集1 **情報化、国際化、高齢化時代の製品安全**
—製造物責任法施行から20年で考えること—
7 ● 特集2 **製品事故情報の収集と活用**
9 ● 特集3 **製品事故への対応**
—苦情処理テストを依頼するに当たって—
12 ● コラム **国民生活センター紛争解決委員会が取り扱った事例**

13 ● **消費者問題アラカルト**
始まりました　新しい子ども・子育て支援制度
新連載 16 ● **世界の勧誘規制を知る**
Do-Not-Call制度とは
19 ● **食品の安全・品質と表示を考える**
産地表示への期待と実際
21 ● **海外ニュース**
誤解を招きやすいスーパーの価格戦略に終止符を〈イギリス〉
虫刺されによる感染症から身を守る〈アメリカ〉
ココナッツオイルを過信しないで〈ドイツ〉
カラメル色素の安全性をめぐる見解の対立〈EU（欧州連合）〉
23 ● **インターネットと上手につき合う**
インターネット取引のトラブル（1）——越境型「ニセモノ」販売サイトのトラブル——
25 ● **住まいの基礎知識 －トラブルを未然に防ぐために－**
欠陥住宅が作られる原因
27 ● **消費者教育実践事例集**
高校家庭科教諭と連携した２つの視点からの授業
最終回 29 ● **金融商品を学ぶ 保険の基礎知識 －消費生活相談に対応するために**
終了（2） 終了に伴う返還
32 ● **苦情相談**
プリペイドカードの番号を伝えて支払ったアダルトサイトの料金
34 ● **暮らしの法律Q&A**
妻が無断で借金しても夫が返済する？
35 ● **暮らしの判例**
いわゆるネズミ講により利益を受けた者に対する破産管財人の返還請求
38 ● **誌上法学講座【消費生活相談に役立つ民法の基礎知識】**
物的担保（2）

製品事故の防止と被害救済

特集 1

情報化、国際化、高齢化時代の製品安全
― 製造物責任法施行から20年で考えること ―

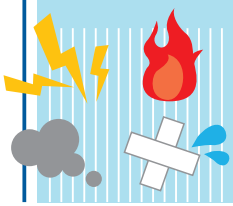

中村 雅人 Nakamura Masato　弁護士
1975年弁護士登録。元内閣府消費者委員会委員長代理。欠陥商品訴訟に原告代理人として多数関与。日本弁護士連合会の製造物責任法試案作成、製造物責任法制定運動に関与。東京PL弁護団代表。

1 PL法制定までの道のり

スモン薬害事件、カネミ油症食品事故など、製品の欠陥に起因する消費者被害事件が多発し、民法の過失責任のルールでは救済が困難ななか、1975年に、民法学者らが「製造物責任法要綱試案」を発表し、わが国にも製品事故の損害賠償責任の要件を「過失」から「欠陥」に転換する製造物責任法(以下、PL法)導入の必要性が説かれました。しかし、産業界の抵抗により、なかなか立法化が進みませんでした。

1985年のEC指令により、ヨーロッパ各国は、PL法を次々と立法化していきました。日本だけがPL法を持っていないことは、日本の製品事故被害者を不当に差別するばかりか、貿易障壁にもなります。

日本へのPL法の導入を求める声は、東京弁護士会、日本弁護士連合会などのPL法試案としてまとめられ、これに消費者団体、各政党などのPL法案の公表が続きました。

政府部内でも、内閣府国民生活審議会、通商産業省(現経済産業省)産業構造審議会に始まり、厚生省(現厚生労働省)、農林水産省、法務省等でも検討がなされ、政府案のとりまとめにつながっていきました。

2 PL法制定・施行時の時代背景

1993年に自由民主党長期政権が崩壊し、細川護熙(もりひろ)(日本新党)連立政権が誕生しました。そして1994年の国会でようやくPL法案の審議入りが実現し、細川氏から政権を引き継いだ羽田孜(新生党)総理大臣のときの1994年7月1日についに日本にPL法が成立しました。そして翌年の1995年7月1日、村山富市(社会党)総理大臣のときに同法が施行されました。

自由民主党単独政権が崩れた隙間でPL法制定の歴史は動いたのです*1。

世の中では、松本サリン事件、地下鉄サリン事件、阪神淡路大震災、と大変な時代でもありました。当時は、携帯電話の普及率はわずか3.8%で、スマホなど影もかたちもありませんでした。

規制緩和と自己責任が世界の潮流となり始めていた時代でもありました。製品の製造販売は事前にあまり規制せず、事故が起こった後に製造者や販売者に責任を負わせれば足りるといわ

*1 この辺のドラマチックな話の詳細は「『消費者の権利』確立を目指して―PL法制定運動の記録」(消費者のための製造物責任法の制定を求める全国連絡会)
http://www.chifuren.gr.jp/syouhisya/syouhisya.htm

れていました。PL法はまさに事後救済法の先駆けとも言われたものでした。

3 制定時の議論と残された問題

(1) 国会

国会審議の場では、産業界は、PL法を導入すると、アメリカのような濫訴(らんそ)社会になると言って反対し、血液製剤での副作用事故を抱えている日本赤十字社は、厚生省と一体となって、輸血用の血液製剤をPL法の対象製造物から外すように働きかけ、その議論に長時間を費やしました。しかし、連立与党のプロジェクトチームの頑張りで、羽田内閣総辞職の前日に法案が成立し、衆参両院の委員会で、次のとおり附帯決議が付されました。

項目を要約すると次の９項目になります。

① 法の周知
② 日本赤十字社の業務への配慮
③ 原因究明機能の充実強化
④ 裁判外の紛争化処理体制の充実強化
⑤ 中小企業への配慮・支援
⑥ 事故原因の情報公開、消費者安全教育
⑦ 安全規制の最新化
⑧ 血液製剤被害の救済機関の設置
⑨ 取扱説明書、警告表示を分かりやすく

(2) 国民生活審議会

法案作成の土台をまとめた第13次国民生活審議会消費者政策部会報告「製造物責任制度を中心とした総合的な消費者被害の防止・救済の在り方について」[*2]が指摘していた事項のほとんどは国会の附帯決議として取り入れられていますが、その他にも、

① 事故情報収集制度の拡充強化
② 裁判所における和解・調停の活用
③ 流通開始時における欠陥の存在
④ 賠償履行確保措置

などを指摘しています。

(3) 情報公開

アメリカのラルフ・ネーダーは、PL法と情報公開は消費者被害の救済にとって車の両輪である、と指摘していました。PL法立法時には、わが国には情報公開法は成立しておらず、民事訴訟法の文書提出命令などの証拠収集制度も非常に不十分なものでした。いわば、PL法は、片肺飛行の離陸をしたといえるのです。

このように、多くの宿題を抱えてのPL法施行でした。

4 その後20年間の動向

(1) 法制定時の宿題

上記法制定時に宿題として残された諸問題への対応は、実はほとんどがはかばかしい成果を上げていません。国会審議で中心になった議員はほとんど現役を退いています。国会も、行政機関も、20年前の宿題を総点検しているところがありません。

情報公開に関しては、その後、行政情報開示法[*3]が成立し、民事訴訟法の改正で文書提出命令の規定が少し変わりました。しかし、実際の訴訟で製品事故の被害者の立証負担の軽減に役立っているかというと、期待外れというしかありません。更なる改正が必要です。

(2) 安全法制の見直し

PL法施行後の20年で、規制緩和はかなり進みました。そのため、新しい技術、新しい製品が次々に生まれ、輸出入など海外との取引も格段に増えました。

2001年に電気用品取締法の規制を大幅に緩和して、電気用品安全法と改名して施行されました。しかし、この法改正はいわゆるPSE問題[*4]

＊2 http://www.caa.go.jp/seikatsu/shingikai2/kako/spc13/houkoku_g/spc13-houkoku_g-contents.html#01

＊3 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（1999年5月成立）

＊4 電安法ではPSEマークの付されていない電化製品は販売できないとしており、立法時には新品だけを対象と想定していたが、猶予期間が切れる目前になり、中古品も販売規制の対象になると経産省が判断したことについて、中古品販売業者などが反対し問題となった。

として市場に混乱を巻き起こしました。

規制を緩和して企業のモラルに頼ることで消費者の安全は守られてきたでしょうか。

2006年に社会問題として浮上したパロマ製ガス湯沸かし器事故は、長期にわたって使用される製品での事故の多発と再発防止策の欠落という土壌の問題点を突きつけました。企業任せでは防げない事故には、新たな規制が必要です。

2007年11月に消費生活用製品安全法が改正され、ガス湯沸かし器、ガス風呂釜など長期に使用され事故が多い製品につき、長期使用製品安全点検制度が新設されました。

また、こんにゃく入りゼリーでの窒息事故のように、各省庁が所管する規制法の隙間に生じた問題に対しては、どこの省庁も手を出せません。事業所管省庁による縦割りバラバラ行政の問題点が浮き彫りになりました。そこで、消費者庁を創設し、隙間事案に対応できる権限を持たせる必要が出てきました。日本弁護士連合会は1989年にこの問題を指摘し、消費者庁の創設を提案していました。2007年に総理大臣に就任した福田康夫氏は、重要政策の1つに消費者庁の創設を掲げ、有識者会議で検討し、消費者庁の設立と隙間事案に対応できる消費者安全法の立法化(2009年)に道筋をつけました。

このように、この20年間で、一部の安全法制は見直されてきましたが、世の中の変化は凄(すさ)まじいものがあり、法制度はとても追いつける状況ではありません。

(3) 情報化

20年前にはほとんど利用されていなかったインターネット(以下、ネット)は、今や世界中のほとんどの人が使うツールとなりました。それによって生活様式もすっかり変わり、居ながらにしてネット通販であらゆるものが購入でき、宅配業者が自宅まで届けてくれます。しかし、ネットを通じた取引のトラブルも激増しました。安全性に欠けた製品が届き事故になったりします。製造業者が不明の製品もあります。20年前のPL法制定時には、想定していなかった事態です。

(4) 国際化

モノづくりの拠点は、先進国から、人件費などの安い発展途上国へとどんどん移行していきました。したがって、日本企業の製品といえどもほとんどが輸入品なのです。個人がネットで注文して外国の製品を個人輸入することも簡単にできるようになりました。裁判例をみても、輸入品による製品事故が増えています。海外での生産管理に万全を期すことは困難です。その中でサイレントチェンジといわれる原材料の無断変更が行われ、事故を起こしやすい製品が生まれることが問題にされています。

(5)高齢化

少子高齢化がかなりのスピードで進んできました。それに伴い製品の開発や技術の進展は、介護用品や高齢者向け製品に反映してきています。同時に、介護ベッドでの死傷事故や、電動車いすによる事故などにみられるように、それらの製品による事故が増えています。

また、高齢者は、1つの製品を長く使用している可能性も高く、長期使用製品による事故も増えていますし、以前のリコール情報が高齢者に届いていないことも多いと思われます。そういうところで、未回収のリコール製品による事故が発生しています。

(6) 新たな化学製品の増加

化粧品や石鹸(せっけん)などにも新しい技術が導入されています。茶のしずく石鹸には、加水分解小麦が使われ、それが小麦アレルギーの原因になっているといわれています。美白化粧品で白斑になった事故も多発しました。

(7) 地震・津波と製品事故・不動産事故

阪神淡路、東日本などの大地震では、福島第一原子力発電所での事故に象徴されるように、地震や津波に対応できる製品の安全性が問題になっています。地震に伴う製品の損壊だけでな

く、火災を引き起こすことによる被害の拡大も問題になっています。簡単に崩れたり液状化した造成地も問題になりました。

5 社会の変化と法条文の齟齬

前述の社会の変化に、PL法は対応できるのでしょうか。

(1) 自転車欠陥事故

自転車に乗っていたら、突然破損して転倒しけがをした、という事故がいくつも起こっています。これらの事故の多くは、ネット通販で購入された輸入品でした。ネット通販は、店舗を持たない個人でも、ヤフーや楽天などの大手ネット市場を利用して商売を展開することができます。安く購入できたと喜んでいたら、とんでもない大けがをしてしまう。製品に欠陥があったといってPL法で責任を追及できる相手は、輸入業者か製造業者(PL法2～3条)です。しかし、製品を見ただけでは業者名が分からないものもあります。そこでネット通販業者に問い合わせてもやはり製造業者が分からない場合があります。そうなると、現行のPL法では責任追及・被害回復が実現できません。

ところで、ヨーロッパ各国のPL法では、販売業者に製造業者名を問い合わせても回答しないとか不明の場合は、販売業者が無過失責任を負う、という条項を設けています。しかし、日本のPL法にはそのような規定はありません。日本のPL法は、この20年間の社会の変化に対応できていないのです。

なお、自転車には、自動車のような法律で規定した安全基準はありません。事業者団体が任意の基準を設けて遵守(じゅんしゅ)を促してはいますが、対応しているのは一部です。

(2) 高齢者・障がい者・子どもに対する安全(欠陥)

PL法の責任要件である「欠陥」とは、通常有すべき安全性を欠いていることをいいます。しかし、製品に対する知識や対応能力に劣る高齢者・障がい者・子どもと、健常の成人とでは、要求される安全性にも違いがあってしかるべきです。介護ベッドの柵の入れ間違いから首を挟んで抜けなくなり死亡した事例で、これを被害者側の誤使用による事故だから製造業者は責任を負わない、と言って済ましていいものでしょうか。

いわゆるガチャポンといわれる小型おもちゃのカプセル容器を子どもがのどに詰めて窒息した事故では、裁判所は子どもというものは何でも口に入れるので、その場合でも窒息死しないよう設計すべきであるとして、のどに詰まりやすく、空気を通す形状になっていないおもちゃ容器の欠陥を認めています(鹿児島地裁平成20年5月20日判決*5)。

(3) 茶のしずく石鹸事件

特殊な加水分解小麦を加えて保湿性の高い石鹸を製造販売したところ、使用者が小麦アレルギーになったとして裁判になっています。製造者は、製品を開発した当初は、そのような被害が生じることは予想できなかったことから賠償責任はないと主張しています。これは、PL法4条に規定されている免責事由の1つで、開発危険の抗弁*6といわれるものを主張するものです。立法時には、このような抗弁を認めると被害者救済にならないとして反対意見もあり、これを認めていない国も現にあります*7。

しかし、わが国のPL法はこれを認めたのです。開発危険の抗弁は、新薬の開発時には発見できなかったような副作用が、市場で使っているうちに初めて発現したような特殊な場合に、新薬の開発の妨げにならないよう認められたものです。したがって適用の場面は非常に限定されます。それにもかかわらず、条文があるばかりに、

＊5 「カプセル玩具誤飲事故で、製造会社に対し製造物責任が認められた事例」(国民生活センター)
http://www.kokusen.go.jp/hanrei/data/200909_1.html

＊6 ウェブ版「国民生活」2013年3月号「誌上法学講座」参照
http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201303_11.pdf

＊7 ルクセンブルク、ノルウェー

いろんな訴訟で製造業者は、「開発危険の抗弁」を主張します。そのため、そのやり取りをめぐって訴訟が長引きます。弊害ばかりが目立つ規定です。削除しても弊害は出ないと思われます。

また、多数の被害者が発生している事件ですが、アメリカのクラスアクションのようないわゆる集団訴訟制度が日本にはありません。

2013年12月に「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」が成立しましたが、欠陥製品による損害賠償請求事件には適用がありません。このような場合にも集団訴訟制度が利用できるようにすべきです。

(4) 長期使用製品の事故

2013年に長崎のグループホームで加湿器から発火して高齢者が複数死亡した事件では、10年以上前にも同型製品で同様の事故があり、製造業者はリコールしていました。しかし、回収されないまま使い続けられた結果、事故になったのです。

この場合、PL法を使って製造業者の責任追及ができるかというと、製品を市場に出してから10年を経過した時は、損害賠償請求権は時効で消滅するという規定(PL法5条)があり、被害救済には役立ちません。

PL法制定時に、通商産業省などが中心になって、ほとんどの製品の使用期間・耐用年数は10年未満であるから、責任期間を10年としても実際上の不都合はない、といわれ、消費者団体や弁護士会の20年の主張を押し切って立法化されました。しかし、実際のリコール情報をみると、10年以上使い続けて事故になっている製品は多数あります。技術が向上したことや、“もったいない”時代になったこともあり、責任期間を10年で制限するのは実情に合っていません。エアバッグの欠陥が問題になっていますが、10年以上前にエアバッグを搭載した自動車は多数走っているのではないでしょうか。

(5) 不動産は法の対象外

東日本大震災において、仙台市内の一部の造成地で、敷地の崩落、家屋の損壊が多数発生しました。これは明らかに造成の欠陥が顕在化したものと思われます。しかし、宅地販売業者は既に倒産しています。

千葉県浦安市では、地震の影響で土地が液状化して住宅に被害が出ました。

土壌汚染のある土地を知らずに購入した人もいます。これらの場合、PL法は、そもそも不動産を法の対象にしていませんので、欠陥のある宅地を造成した製造者に欠陥責任を問うことができません。

これも社会の実情に合っていないと思います。

(6) 裁判の状況

PL法制定に反対した産業界の論拠は、濫訴になるというものでした。

しかし、PL法施行後の20年間で提起された訴訟は非常に少なく、消費者庁の調査では判決が347件、和解が58件です[*8]。

同一事件でも審級別にカウントされており、実際の事例より多い数となっていますので、20年で約300件、1年につき15件、1カ月1件程度しかありません。医療訴訟と比べても少ない状況です。わが国では濫訴は発生しておらず、濫訴の心配はまったくありません。それどころかどうしてこんなに少ないのか、その原因を探求することのほうが重要です。

PL保険への加入が増え、訴訟になる前に保険金が支払われて解決しているものも確かにあります。しかし、20年間で事故件数があまり増えてこないため、最近では保険加入をやめる企業も出始めています。

世の中の製品の安全性が向上して事故が減ったのならとてもいいことですが、マスコミ報道をみる限り製品事故はそこそこ発生しています。

＊8 「製造物責任(PL)法による訴訟情報の収集」(消費者庁)
http://www.caa.go.jp/safety/index19.html

しかし、訴訟にまで至っていないケースが多いようです。そこには、利用しにくい裁判制度と利用しにくい法律に原因があるように思います。

判決の結論をみると、被害者敗訴（製造業者勝訴）の事例が目立ちます。

製造業者は、敗色濃厚の場合は、判決を避けて和解に持ち込む傾向があります。したがって、判決になるケースは、被害者からの立証が困難で、製造業者が真っ向から争っているケースが多いといえます。

こういうケースこそ、裁判所による事実上の推定が活用されるべきなのです。しかし、輸入車のハンドル操作不能事件や、電気カーペットのコードからの発火事件では、裁判所は事実上の推定を活用せず、残念な判決になりました＊9。

(7) 被害者の立証負担

PL法は、製品事故被害者の立証負担を軽減して、救われるべき被害者が正当に救われるようにすることを趣旨として制定されました。

ある日突然製品事故にあった被害者が、製品の欠陥を証明するのは難しいことです。そこで、一定の事実があれば欠陥や事故との因果関係を推定する規定を導入することが考えられます。立法時、消費者団体や弁護士会は、この点を強く主張しました。しかし、国会における政府答弁は、個々の訴訟において裁判官が事実上の推定を活用することで解決可能であるとして、推定規定の導入に反対しました。

この20年間、裁判官は、事実上の推定を活用して被害者救済を図っているのでしょうか。

実務に携わっている者としては、この点が最も問題であると感じています。裁判所は、製造業者に賠償責任を認めるためには、被害者側に非常に高度の証明を求め、証明不十分として敗訴させている事例が多数あります。逆に推定を活用している判例はほんのわずかしかありません（東京地裁平成20年8月29日判決、京都地裁平成18年11月30日判決）。この実情をみると、欠陥や因果関係を推定する規定を導入する必要性を強く感じます。

(8) 消費者庁

PL法制定時には存在しなかった消費者庁が2009年にできました。消費者庁は、消費者の安全・取引・表示に関する30余りの法律を所管し、製品事故の情報を一元的に収集し、消費者のための事故調査機関（消費者安全調査委員会）も設置しました。

しかし、新しい制度は必ずしも機能していません。本来集まるべき情報が必ずしも消費者庁に届いていないため、対応が遅れた事案はいくつも出ています。事故調査も、結果公表に至った件数が非常に少なく、PL訴訟で被害者の立証負担の軽減に役立つような事例は現れていません。期待どおりの動きを早く作る必要があります。

消費者庁の所管法の1つにPL法があります。消費者庁は、PL法の改正を検討し、改正案を取りまとめ国会に提出することができる役所なのです。

20年前の法制定時に残された宿題は、消費者庁が総点検すべきです。

本稿で述べた20年間の実情は、法改正を必要としています。消費者団体のPLオンブズ会議は、PL法の改正案を提言しています＊10。

消費者庁には、製品事故被害者が困っている実情を踏まえて、真剣にPL法の改正を検討することを期待します。そうでないと、消費者のためにせっかくできた役所の存在意義を問われることになりかねません。

＊9 ・輸入自動車で走行中に起きた事故について、本件自動車に何らかの構造的ないし機能的な欠陥があったと推定することはできないとされた（東京地裁平成10年7月8日判決）。
・電気カーペットを原因とする火災で、本件カーペットが流通に置かれた時点で欠陥が存在していたとは推認できないとして、欠陥の存在が否定された（東京地裁平成24年8月31日判決）。

＊10 「製造物責任法を改正しましょう」（PLオンブズ会議、（一社）全国消費者団体連絡会）
http://www.shodanren.gr.jp/database/pdf/287_01.pdf

特集 2

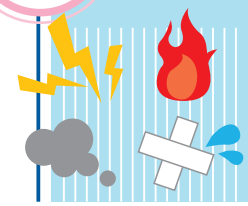

製品事故情報の収集と活用

消費者庁消費者安全課

製品事故等の事故情報の収集・公表

消費者庁では、消費者が安心して安全で豊かに暮らすことのできる社会の実現を図るために、事故情報を収集し、注意喚起等を行うことによって、事故の発生・拡大防止に資する取組みを行っています。幅広い分野の事故情報の収集・分析のための制度を充実・強化するとともに、その結果を適切に消費者に提供しています。

2006年、消費生活用製品安全法（以下、消生法）の改正により、「製品事故情報報告・公表制度」が設けられました。この制度は、事故情報の迅速な収集と公表によって、その後の同種の事故の再発防止につなげることを目的とするものです。具体的には「消費生活用製品の製造事業者または輸入事業者は、その製造または輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知った日から10日以内に、当該消費生活用製品の名称、型式、事故の内容等」を主務大臣（経済産業大臣）に報告しなければならず、主務大臣は「事業者から報告を受けたこと等により重大製品事故の発生を知った場合には、当該内容等を一般消費者に迅速に公表する」こととしてきました[*1]。消費者庁発足後は、事故情報の報告先が、消費者庁に変わり、消費者庁が消生法に基づく重大製品事故に関する情報を毎週公表しています。

また、2009年、消費者安全法（以下、消安法）が施行され、消費者事故情報の収集、消費者被害の発生および拡大防止のための措置が規定され、「行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故が発生した旨の情報を得たとき」は、直ちに消費者庁に通知しなければならないこととされています[*2]。また、重大事故等以外であっても、消費者事故等が発生した旨の情報を得た場合であって、当該消費者事故等の態様、商品等または役務の特性その他の状況に照らし、「当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるとき」は、消費者庁に対し通知することとされています[*2]。通知された重大事故等についても通知件数、通知機関別内訳、事故の概要等を毎週１回公表しています。

これら各種法令等に基づき消費者庁に一元的に集約された事故情報は、事故情報データバンク[*3]に登録され、自由に閲覧・検索できます。また、集約された事故情報は庁内の「入手情報点検チーム」が、同種事故による被害の発生および拡大防止、速やかな対応を図るため毎日点検する体制が整備されています。

事故情報を収集し事故の傾向を適切に把握・分析することは、適時に注意喚起するうえできわめて重要ですが、消安法等に基づく事故情報の通知等が関係行政機関等に十分に徹底されていないなどの課題があります。そこで、2015年３月には消安法に基づく消費者事故等の通知の運用マニュアルを改訂し、事例を充実させるなど分かりやすくしました。引き続き、関係行政機関等に対して説明会を開催するなど、事故情報の収集強化に努めてまいります。

＊１　消生法第35条第１項および第２項、第36条第１項、消生法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令第３条。

＊２　消安法第12条

＊３　http://www.jikojoho.go.jp/ai_national/

最近の注意喚起

前述の定期公表のほか、消費者への注意喚起としての最近の取組みを紹介します。

① ボタン電池の誤飲に関する注意喚起*4

子どものボタン電池の誤飲に関する事故情報が、2010～2014年度の間に90件以上寄せられており、アンケート結果では、重症化するなど危険性を知らない保護者が約6割もいました。

このため、国民生活センターと連携し、さまざまな日用品に利用されているボタン電池の危険性を周知するための注意喚起を行いました。

② 洗濯用パック型液体洗剤についての注意喚起*5

洗濯用パック型液体洗剤は、新たなかたちの洗濯用洗剤として、近年、日本でも製造販売が行われています。計量が不要で簡便という利点があるものの、フィルムが破れ、洗剤が口や目に入る等の事故情報が寄せられています。フィルムは水に溶けやすいため、子どもが握ったり噛(か)んだり遊んでいるうちに、破れてしまうケースが多く、特に3歳以下の乳幼児に被害が集中しています。そこで、国民生活センターと連携し、保管上の注意や事故が起きた際の対処方法等の注意喚起を行いました。

これらは、海外でも同様の事故が多数報告されており、経済協力開発機構(OECD)を中心とした国際的な取組みも行われています(「ボタン電池の安全性に関する国際啓発週間*6」および「洗濯洗剤カプセル/パケットに関する国際啓発キャンペーン*7」の一環として行いました)。

リコール情報の周知強化

リコール情報が的確に消費者の目に触れる機会を増やし事故の再発・拡大防止を図るため、消費者庁はリコール情報を一元的に収集し、消費者が分野横断的にリコール情報を確認できる「リコール情報サイト」の運用を2012年度より開始しました。2014年度には、リコール情報に接する機会の少ない高齢者等に対するリコール情報の周知のあり方等を調査・検証しました。また、製品が国境を越えて多く流通している現状を踏まえOECD向けにわが国のリコール情報を提供し、国際協力の推進に努めました。今後は、季節や用途別といった消費者の利用シーンに合わせた情報提供を順次行うこととしています。

消費者安全調査委員会

消費者安全調査委員会は、消費者の生命・身体に被害をもたらす事故について調査を行い、事故から教訓を得て、事故の再発・拡大防止および被害の軽減のための知見を得ることを目的とし、「なぜ事故が起きたのか」「どうすれば同じような事故が防げるのか」を考える組織として設立されました(2012年10月)。

事故原因にはさまざまなものがあります。委員会では、単に機械の故障や規定違反といったことだけではなく、実際に使われる環境や子ども・高齢者など利用者の特性にも目を向けて、幅広い視点から調査を行っています。

既に、ガス湯沸器による一酸化炭素中毒の事故、家庭用ヒートポンプ給湯機から生じる運転音・振動について報告書等を公表しました。現在は、ハンドル形電動車椅子での事故や染毛による皮膚障害等について調査を行っています。また、スマートフォンによる低温やけどの情報など、事故防止のために参考となる情報を「ワンポイントアドバイス」として配信しています。

事故の中には、消費者の誤使用や注意不足による事故と判断され、危なさが放置されてしまうものもあります。こうした事故も含めて、幅広い視点から調査を行い、より安全な暮らしを実現するため、社会の共有財産となるような報告書を公表してまいります。

＊4　2014年6月18日公表
http://www.caa.go.jp/safety/pdf/140618kouhyou_1.pdf
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20140618_1.html

＊5　2015年3月18日公表
http://www.caa.go.jp/safety/pdf/150318kouhyou_1.pdf
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20150318_1.html

＊6　2014年6月16～20日

＊7　2015年3月16～23日

特集 3

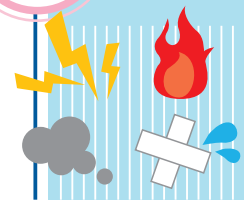

製品事故への対応
― 苦情処理テストを依頼するに当たって ―

国民生活センター商品テスト部

製品事故に係(かか)る相談では、事実を確認し、相談者が何を求めているのかを正確に把握して、迅速で公正に対応することが求められます。先入観を持ち込まずに相談者の話を聴きましょう。また、相談窓口が受ける１件１件の相談は消費者被害の未然防止・拡大防止のための共有情報として重要な役割を持っています。１件だけの救済に終わらせず、製品事故情報が社会全体の財産となるよう、丁寧に相談内容を聴き取り、対応しましょう。

1 受付時の聴き取り

各地の消費生活センター等で相談内容を聴き取るに当たっては、多種多様な分野で発生する製品事故の原因、問題点を見つけ出すために、消費生活に関する分野への横断的な知識、洞察力と柔軟な思考が大事です。また、商品・サービスの多様化・複雑化を背景に、依然として、消費者と事業者との間には、情報の質、量ならびに交渉力の格差が存在している[*1]ことを念頭に置いて聴き取りましょう。

【基本情報】

①相談者および被害者の氏名・性別・年齢・職業・住所・日中連絡可能な電話番号などを聞きます。

②事故原因の究明のためにもメーカー名・商品名や型式等製品を特定できる事項･購入方法･購入店・購入年月日・購入価格、取り扱い上の注意・品質などがどのように表示してあるのかを聴きます。

③一定の要件を満たせば事故が起きたときの賠償制度があるSG・STマーク[*2]等が付いた製品かどうかも確認します。

④事故品がどのような製品に分類されるのかを押さえておきます。例えば、相談者が錠剤型の物を飲み健康被害が発生したと申し出た場合、飲んだ物は医薬品、いわゆる健康食品、乾燥剤など、いろいろな可能性があり、それぞれに関係する法律、規制等は異なります(表)。

また、相談者が「化粧品を使用したところ皮膚が赤くなった」と申し出た場合、その化粧品が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(旧薬事法)に基づく、化粧品であるか医薬部外品であるかによって規制、対応なども異なります。

⑤原因究明のテストや調査を行う場合は、事故品が相談者側の手元にあるのか、現在どこに保管されているのか、まだ使えるのかなども聴きます。

【被害状況】

被害・危害状況等の聴き取りは、消費者安全法に基づく消費者事故等に該当するか、さらに重大事故等に該当するかを判断するためにも、重要です[*3]。

①身体被害があったかどうかを聴きます。けがをしていた場合、けがの箇所、症状、程度、医師の診察の有無を尋ねます。けがなどがあれば医師の受診を促し、診断書を保存しておくよう勧めます。診断書がない場合は医師の所見を聴いておきます。

＊1　消費者基本計画　2015年3月24日閣議決定

＊2　ウェブ版「国民生活」2012年12月号 第4回「マークあれこれ」参考 http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201212_06.pdf

＊3　消費者安全法(消費者事故等の発生に関する情報の通知)第12条 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

②発生日時、事故現場の現況、目撃者が居たかなど事故発生時および事故発生前後の状況を聴き、事故現場等を記録した写真があるか尋ね、なければ事故現場・事故品・被害を受けた身体などの写真を早急に撮るよう伝えます。

【経緯】

①既に事業者などと交渉していたとすれば、どういった部署の人と、いつ、どんな内容を話したかなど、経緯を聴きます。

②相談の目的や希望、また、相談者が製品の欠陥や安全性が欠けていたことによる被害を主張していれば、そう考えた理由を聴きます。

事故後、どのようにすればよいか分からないという相談もありますので、何を求めているのか耳を傾けます。

【製品関連資料の有無など】

取扱説明書、保証書、契約書、パンフレットなどを相談者が持っているかを確かめ、ない場合は、インターネットやメーカーなどから入手します。各資料で確認するべきことは次のとおりです。

①取扱説明書：事故が発生した際の使用状況が取扱説明書に記載されているかなど、通常使用の範囲かどうかを確認します。取扱説明書の内容が不十分な場合もあります。消費者が使用方法を誤認する可能性がないかも検討します。仮に相談者側が取扱説明書などに書かれていない方法で使用し事故が発生した場合であっても、「誤使用」と即断せず、なぜそのような使い方をしたのか等も聴き取るようにします。

②保証書：保証期限を過ぎていても、構造的な欠陥がある場合もあります。

③契約書・パンフレットなど：契約条件や事故品の型番、品質、機能などの表示を確認します。

2 聴き取りに当たっての留意点

【申し出内容と要求内容の合理性】

相談者が自分に不利となる事柄を言わないこともあり得ます。相談員は、事実の発見に努め、客観的にどこに真実があるかを見極める必要があります。可能であれば、相談者に経緯等のメモの作成を促します。

裁判などで必要となるほど厳密で高度なものではありませんが、相談員の胸中で当該相談の申し出が真実であるとの心証が形成されなければ、相談を継続していくことは難しいでしょう。

また、相談者の要求が一般的にみて過大で、センターのあっせんで可能な解決を伝えても、それを超える解決を求められた場合は弁護士による法律相談を紹介するという判断もあります。

【使用実態について】

製造物責任法２条は「欠陥」を「当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう」と抽象的に定義しています。消費生活センター等で消費者目線で相談現場に従事する者としては、法律の定義に縛られず、製造物の「欠陥」を広めにとらえたほうがよいでしょう。

製品事故の原因として、消費者の誤使用や不注意が考えられることがあります。しかし、事業者と消費者とでは、対象商品に関する知識や情報量に大きな差があるため、同種事故の発生状況等をPIO-NET*を活用して確認します。事故状況の調査の過程で、たとえ相談員からみてやや非常識な使われ方がされていたと思えても、なぜそのような使い方をしてしまったのかを詳しく尋ねることは有用です。警告や注意表示の表記が専門知識のない人にも理解できる内容になっているかの検討など、消費者の目線に立つことが不可欠です。

＊ PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。

3 相談解決のためのテストについて

製品事故の相談において、図に示す進め方はあくまでも目安です。相談内容は多様で１件ごとに異なり、進め方も異なってくることを前提とします。

【原因究明テスト】

国民生活センター（以下、当センター）では、各地の消費生活センター等における相談解決を支援するため、生活実態に即した商品テストを行っています。商品テストを実施しない場合でも、同種事例の紹介や知見による技術的な相談対応などを行っています＊4。

テストの実施に当たっては、事故品を分解・破壊してもよいかなどを確認し、調査・テストした結果、原因不明で解決困難となる場合もある旨を伝えておきます。

商品テスト結果を活用し相談処理が行われた結果、商品代金の返金、見舞金や治療費の支払いなど、相談者が救済された、製品改善が行われたという報告が各地の消費生活センター等から当センターに寄せられています。

相談者や事業者の意向によっては、当該事業者が事故品の調査を行う場合もあります。その際は、事業者から調査報告書を提出してもらうようにします。当センターでは、調査報告書の調査方法、結果等についての解釈を含めた助言なども行っています。

事故原因について相談者と事業者の主張に隔たりがある場合、相談員は客観的に判断しなければなりませんが、そのためには専門家などの助言を得ることも考えます。

消費生活センター等では解決困難なケースもあるので、次のステップ＊5も考えておきましょう。

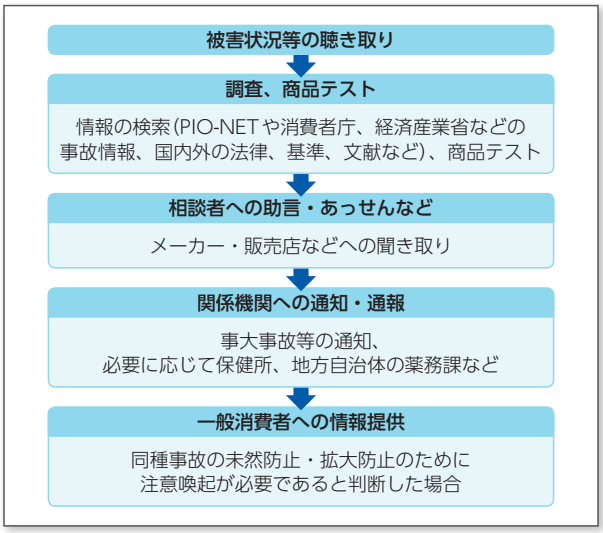

図 製品事故の相談の進め方等（例）

製品事故による被害者を救済するための法律等	
製造物責任法	製造物責任に関する民法の特則（平成６年法律第55条）
健康被害救済制度	医薬品、生物由来製品による健康被害を救済するための、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）に基づく、「医薬品副作用被害救済制度」と「生物由来製品感染等被害救済制度」

分野ごとに知っておきたい法律等	
食料品	食品表示法、食品衛生法、健康増進法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、農薬取締法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法
医薬品・化学品	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）、毒物及び劇物取締法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
家庭用品等	消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、火薬類取締法、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律、長期使用製品安全点検・表示制度、クリーニング事故賠償基準
自動車	道路運送車両法
住　居	建築基準法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、消防法
その他	愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）
全　般	消費者基本法、消費者安全法、不当景品類及び不当表示防止法（景表法）、条例、自主基準等

表 関連法規等一覧（一部）

＊4 「平成25年度独立行政法人国民生活センター業務実績報告書」http://www.kokusen.go.jp/hello/pdf/g_gyoumu13.pdf

＊5 紛争解決委員会、弁護士会に相談するなど。

コラム

国民生活センター紛争解決委員会が取り扱った事例

独立行政法人国民生活センター紛争解決委員会事務局

国民生活センター紛争解決委員会が取り扱った製品事故関係の事例を紹介します。
事例の詳細は国民生活センターホームページに掲載されています*。

事案1 サウナでのやけどに関する紛争

1. 事案の概要

入浴施設にあるサウナを利用中に寝てしまい、気がついたときには救急搬送されていた。自分の不注意だと思っていたが、飲酒や眠くなるような薬の服用はなく、事故後、友人らに大事故だと言われ、相談しようと思った。右半身にⅡ度のやけどを負い、入院と通院で8カ月を要した。治療費等の約372万円を負担してほしい。

2. 手続の経過と結果

サウナ室で寝てしまった申請人(消費者)の過失の程度、相手方(事業者)の安全配慮義務上の問題点の有無、申請人が支払った治療費等の金額とその必要性などの論点を踏まえ、仲介委員から相手方が申請人に対し、一定額を支払う和解案を提示したところ、相手方が「本事案については法律上の賠償責任はないと考えるが、当初から見舞金を支払うと言っていたのでこれを支払うこととしたい」と述べ、申請人もこれに合意したため、和解が成立した。

事案2 生活空間の除菌・消臭剤による皮膚炎に関する紛争

1. 事案の概要

相手方(事業者)が製造・販売する、首から下げるタイプの除菌商品(以下、本件商品)を小学校登校前に、子どもに渡し、使用させた。首から下げた状態では事故の危険もあるので、トレーナーと下着の間に本件商品を入れた。汗をかく体育時は外しており、帰宅後に外した。夜、子どもが入浴時に胸の辺りが痒(かゆ)いと言うので見てみると、胸から腹まで赤く小さな発疹が出ていた。背中には出ていなかった。薬などは塗らず、時間が経つと痒みも治まった。

後日、病院を受診したところ、本件商品から出る二酸化塩素が原因の可能性があるが、パッチテストできない成分と言われた。本件商品の代金や診察代、交通費などの合計7,350円を支払ってほしい。

2. 手続の経過と結果

仲介委員から相手方に対して、申請人(消費者)から診断書が提出されている以上、因果関係があることは明確になっているのであるから、因果関係が不明確だと主張するのであれば、因果関係がないことを相手方が立証する必要があること、説明書には服と下着の間に入れて使用してはいけないと注意書きがなされていなかったことなどを伝え、申請人に対する金銭の支払いおよび本件商品の注意書きの表示の変更を検討すべきではないかと指摘した。

相手方から金銭の支払いはできないことおよびホームページ上で既に注意書きの表示を加筆した旨が報告されたが、仲介委員から、申請人の請求額に対して譲歩して和解することはできないのかとただしたところ、改めて検討するとのことだった。

そこで、仲介委員から両当事者に対して、請求額から本件商品代を差し引いた5,610円を和解金として相手方が申請人に支払う内容の和解案を提示し、和解が成立した。

＊「国民生活センター紛争解決委員会によるADRの結果の概要」 http://www.kokusen.go.jp/adr/hunsou/kekka_gaiyou.html

始まりました 新しい子ども・子育て支援制度

山縣 文治 Yamagata Fumiharu　関西大学人間健康学部教授
大阪市立大学教授を経て、2012年より現職。専門は子育て支援。著書(編集)に『よくわかる家庭支援論[第2版]』(ミネルヴァ書房)など。

新しい子ども・子育て支援制度の背景

新しい子ども・子育て支援制度(以下、新制度)が、2015年4月から本格実施となりました。新制度とは、2012年に成立した、子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正*1、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律*2の、いわゆる子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます*3。

新制度実施の背景にあった課題を5点に絞るとするなら ①歯止めのきかない少子化 ②少子化、人口集中化、働く女性の増加の結果としての過疎地を中心とした幼稚園の廃園 ③都市部を中心とした減少しない保育所待機児童 ④市民活動依存の取り残された地域子育て支援 ⑤保育所と幼稚園における制度上の教育の対等性の欠如、にあると考えられます。

新制度の概要

(1)目的と財源

新制度の目的は、大きく ①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 ②保育の量の拡大・確保および教育・保育の質の向上 ③地域の子ども・子育て支援の充実、の3点にあります。この他にも、子どもの虐待などの社会的養護施策の充実、母子保健施策の強化などが意図されています。

これらの目的を達成するために消費税を10%にし、毎年約7000億円投入することを前提に事業が計画されています。消費税10%は先送りとなりましたが、2015年度当初予算においては、これにほぼ相当する予算が確保されています*4。

(2)給付の全体像

新制度における給付は、子ども・子育て支援給付(図)と、地域子ども・子育て支援事業(表)の2つに大きく分かれます。

【子ども・子育て支援給付】

子ども・子育て支援給付は、さらに「児童手当」と、教育・保育給付の「施設型給付」および「地域型保育給付」に分かれます。

「施設型給付」は、認定こども園(4類型)、幼稚園、保育所が対象、「地域型保育給付」は、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業などが対象となります。

【地域子ども・子育て支援事業】

地域子ども・子育て支援事業には、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業などの13事業があります。

(3)ポイント

新制度のポイントは、7点あります。

【日常的に利用できるサービスの充実】

認定こども園、幼稚園、保育所というこれまでの施設に加え、地域型保育給付の創設により、地域特性に応じた多様なサービスメニューが準

＊1　正式名は「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」

＊2　正式名は「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

＊3　「子ども・子育て支援制度」内閣府
http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/

＊4　「平成27年度予算のポイント」財務省
https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2015/seifuan27/01.pdf

備されています。例えば、待機児童の多い地域での小規模保育事業や家庭的保育事業などです。前者の事業は、子どもが減少している地域でも有効です。

【幼保連携型認定こども園の拡充】

待機児童対策、少子化地域の対応、教育の対等性の確保などに貢献する幼保連携型認定こども園(図)が、独立した施設として位置づけられました。学校でもあり、児童福祉施設でもあるという法的な位置づけになり、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき教育・保育が行われます。

【地域の実情に応じた多様な子ども・子育て支援の整備】

地域型保育給付の創設により、特定13事業(表)を中心に、市町村が独自の事業計画を作ることが可能になっています。

【市町村が実施主体に】

都道府県が管轄していた私立幼稚園も、新制度に参加する事業者は市町村から教育・保育給付を受けることになり、市町村がより多くの子どもに対して責任を担うことができるようになりました。

【社会全体による費用負担】

消費税と関係させることで、国民生活との関連がより明確となりました。

【国の推進体制の整備】

新制度の所管を内閣府(子ども・子育て本部)とすることで、省庁間の調整が行いやすくなっています。

【事業の計画的推進】

国に子ども・子育て会議、地方自治体に地方版子ども・子育て会議を設置し、計画的に事業を推進する体制が整えられています。

施設型給付の内容

新制度に基づく各種給付のなかでは、認定こども園に対する社会的関心が高いようですので、これについて、少し丁寧に紹介します。

(1)給付対象となる施設

新制度下では、現在の保育所は①保育所②保育所型認定こども園(保育所的利用に加え、教育標準時間利用枠を設けて運営) ③幼保連携型認定こども園(保育所でなくなるかたち)、幼稚園は ①私学助成などで引き続き運営する幼稚園 ②施設型給付を受ける幼稚園 ③幼稚園型認定こども園(幼稚園的利用に加え、最低8時間程度の利用枠を設けて運営)から、設置者が運営形態を選択します。公営施設も同様です。このうち、給付の対象となる施設は、認定こども園(4類型す

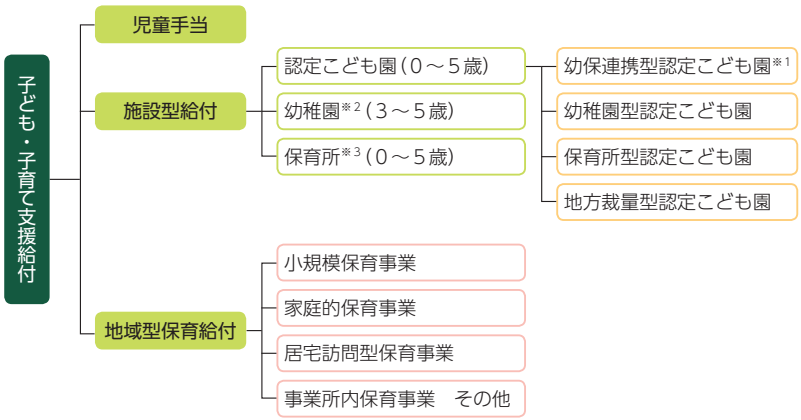

図 子ども・子育て支援給付の対象

※1　幼保連携型については、許可・指導監督の一本化、学校および児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施
※2　施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受けない旨を市町村に行った幼稚園に対しては、私学助成および就園奨励補助を継続
※3　私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

1	利用者支援事業
2	地域子育て支援拠点事業
3	妊婦健康診査
4	乳児家庭全戸訪問事業
5	養育支援訪問事業
6	子育て短期支援事業
7	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)
8	一時預かり事業
9	延長保育事業
10	病児保育事業
11	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

表 地域子ども・子育て支援事業の対象

べて)、保育所、施設型給付を受ける幼稚園です(図)。したがって、私学助成等で引き続き運営される幼稚園は、対象外となります。

⑵施設型給付の対象となる施設の利用

施設型給付は、すべて市町村が管轄するものですから、施設型給付の対象となる施設の利用に際しても、すべて市町村が関与します。

まず、施設型給付の対象となる施設の利用者は、以下の３つに分かれます。

【１号認定】

教育標準時間利用(４時間程度の利用)をする満３歳以上の子ども

【２号認定】

保育の必要性の認定により利用認定を受けた満３歳以上の子ども

【３号認定】

保育の必要性の認定により利用認定を受けた満３歳未満の子ども

認定こども園では４類型とも、事業者が定員設定すればどの子どもも利用可能ですが、幼稚園では３号認定の子ども、保育所では１号認定の子どもは原則として利用できません。

⑶利用申し込みおよび保育の必要性の認定

施設型給付の対象となる施設の利用は、１号認定の子どもについては利用したい施設に直接申し込み、そこで内定を得ることができます。

２号および３号認定については、利用希望順位を添えて、市町村に申し込み、保育の必要性の認定を受ける必要があります。保育の必要性は保育短時間利用認定(８時間程度の利用)、保育標準時間利用認定(最大11時間程度の利用)の２段階で行われます。利用する施設は、市町村が利用者の希望を尊重しながら調整します。希望者が定員以上となった場合、利用先の調整が行われることがあります。

⑷保育料

保育料はすべて市町村が決定します。私学助成等で運営される幼稚園は、新制度の対象ではありませんから、引き続き、設置者が独自に決定します。

保育料は、世帯の収入に応じて、１号認定子どもの場合５段階程度、２号および３号認定子どもは８段階程度になります。ただし、市町村との話し合いのうえで、保育料の上乗せ徴収がある施設もあります。保育料の納入先は、保育所以外は、すべて事業者になります。保育所の場合、引き続き市町村です。

今後の課題

新制度は、事業者と利用者の直接契約制度など、利用者の意向をできるだけ尊重する制度にすることを１つの目的にしています。直接契約に伴う不利益に対処するしくみもあらかじめ導入されてはいますが、利用者自身も、利用前には情報収集や子どもの成長過程に対する理解など選択能力の向上、利用中には、保育が適切に実施されているかどうかなどのチェックと、不適切である場合の対応方法などを確認しておく必要があります。

変化させることのみが良いわけではありませんが、過去や事業の担い手あるいは現在の利用者のみにこだわっていては、良い制度が構築できません。新制度の設計プロセスから開始までの状況を振り返ると、未来の設計図というよりも、現状への対応にこだわった発言が多くみられたような気がします。変化が、自分たちにとって損か得かという視点でみるということです。施設型給付に基づく施設に対して支払われる運営費である公定価格が発表されて以降、一部の事業者は明らかに論点をここに移してしまっています。

『星の王子さま』の献辞に「おとなは、だれも、はじめは子どもだった。しかし、そのことを忘れずにいるおとなは、いくらもいない」というフレーズがあります。真の子どもの利益は何なのか。走り始めた新制度ですが、おとなは、我を捨てて真摯(しんし)に向き合うことが今後の課題だと思います。

新連載 第1回

世界の勧誘規制を知る

Do-Not-Call制度とは

薬袋 真司 Minai Shinji

弁護士
大阪弁護士会消費者保護委員会委員、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員、近畿弁護士会連合会消費者保護委員会委員。

Do-Not-Call制度(電話勧誘拒否登録制度)は、電話による勧誘を受けたくない人に、事前に登録をしてもらい、登録された電話番号への電話勧誘を禁止するものです。

アメリカでは、2003年にブッシュ大統領が全米レベルでこの制度を導入しました。名称は異なりますが、同様の制度が多くの国々で導入され、世界的に広がっています。

わが国でも、内閣府消費者委員会における特定商取引法の見直しの議論などにおいて、この制度の導入についての検討が始まり、注目を集めつつあります*1。

本連載では、リレー形式で各国のDo-Not-Call制度を紹介していきます。第1回目の本稿では、まず導入状況を概観し、あわせてその特色と必要性を紹介します。

世界のDo-Not-Call制度

まず、世界各国のDo-Not-Call制度の導入状況を概観してみましょう。**表1**を見てください。それぞれの国で名称の違いはありますが、多くの国々が既にDo-Not-Call制度を採用しています。

これらの国以外にも、スイス、スウェーデン、フィンランド、ニュージーランド、南アフリカ共和国では、業界団体がDo-Not-Call制度に相当するサービスを実施しています。また、ブラジル(連邦レベル)、フィリピン、マレーシアでも、制度の導入が検討されています。

Do-Not-Call制度の特徴

要請・同意のない勧誘のことを不招請勧誘といいます。勧誘の方法には、電話に限らず、訪問、電子メール、ファクシミリ、郵便などがあります。Do-Not-Call制度は、電話による不招請勧誘を規制する制度ということになります。

不招請勧誘の規制のあり方としては、要請・同意のない勧誘を禁止するオプトイン方式と、拒絶後の勧誘を禁止するオプトアウト方式との2種類があります。オプトイン方式の規制の場合は、勧誘が原則として禁止され、例外的に要請・同意を得て初めて勧誘が許されるようになります。逆に、オプトアウト方式の規制では、勧誘は原則として許されますが、拒絶を受けると勧誘ができなくなります。

ちなみに、ドイツ、オーストリア、デンマーク(ただしオプトアウト方式との併用)、ルクセンブルクでは、電話勧誘についてオプトイン方式の規制が採用されています。

Do-Not-Call制度は、拒否の意思の登録が必要なので、オプトアウト方式の規制の一種です。この制度の特徴的なところは、勧誘がなされる前に、業種・業者を問わず勧誘を拒絶することを認める点です。このような事前の包括的な拒絶により、希望しない勧誘を広く未然に防ぐことができます*2。

わが国の特定商取引法は、電話勧誘販売につ

*1 「第4回特定商取引法専門調査会」(内閣府消費者委員会)議事録参照。
http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/tokusho/senmon/004/gijiroku/index.html

*2 この点で、訪問販売について、「お断り」のステッカーに法的な効力を認めたり、あるいは訪問販売を拒否する登録を認めたりする制度(Do-Not-Knock制度)とDo-Not-Call制度は類似しています。

表1 世界各国のDo-Not-Call制度

国名・導入年		制度の名称等	シンボルマーク
南北アメリカ	アメリカ（2003年）	全米電話勧誘拒否登録制度（National Do Not Call Registry） https://www.donotcall.gov/	
	アルゼンチン（2015年）	全国電話勧誘拒否レジストリ（Registro Nacional No Llame） http://www.nollame.gob.ar/index.html	
	カナダ（2009年）	連邦電話勧誘拒否リスト（National Do Not Call List；DNCL） https://www.lnnte-dncl.gc.ca/	
	ブラジル	サンパウロ州、アラゴアス州、エスピリト・サント州、パラナ州、リオグランデ・ド・スル州など州レベルで導入	
	メキシコ（2007年）	レペップ（Registro Público Para Evitar Publicidad；RePEP） http://rpc.profeco.gob.mx/index.jsp	
ヨーロッパ	アイルランド	NDDオプトアウト・レジスター （National Directory Database（NDD）Opt-Out Register）	
	イギリス（1999年）	電話プレファレンスサービス（Telephone Preference Service；TPS） http://www.tpsonline.org.uk/tps/index.html	
	イタリア（2011年）	公的拒否登録（Registro Pubblico delle Opposizioni） http://www.registrodelleopposizioni.it/	
	オランダ（2009年）	電話勧誘拒否レジストリ（Bel-me-niet Register） https://www.bel-me-niet.nl/	
	スペイン（2009年）	ロビンソンリスト（Lista Robinson） https://www.listarobinson.es/	
	デンマーク（2000年）	ロビンソンリスト（Robinsonlisten） https://www.borger.dk/Sider/Robinsonlisten-markedsfoeringsbeskyttelse.aspx なお、電話勧誘禁止（オプトイン方式）との併用	
	ノルウェー（2001年）	除外レジストリ（Reservasjonsregisteret） https://w2.brreg.no/reservasjon/	
	フランス（2011年）	パシテル（Pacitel） http://www.pacitel.fr/ 2015年に公的位置づけとする予定	
	ベルギー（2013年）	「もう電話をしないでください」リスト（Liste《Ne m' appelez plus 》） https://www.ne-m-appelez-plus.be/	
アジア・オセアニア	インド（2007年）	全国加入者プレファレンスレジスター （National Customer Preference Register；NCPR） http://www.nccptrai.gov.in/nccpregistry/Welcome.jsp	
	オーストラリア（2007年）	電話勧誘拒否登録制度（Do Not Call Register） https://www.donotcall.gov.au/	
	韓国（2014年）	電話勧誘販売・受信拒否意思登録システム（전화권유판매 수신거부의사 등록시스템）	
	シンガポール（2014年）	電話勧誘拒否登録制度（Do Not Call Registry） http://www.dnc.gov.sg/index.html	

いて、契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘を禁止しています（17条）。消費者庁は、事前の包括的な拒絶の表明はこの意思の表示とは認めていません*3。これでは、電話に一度出たうえで、それぞれの業者に対して拒否の意思を伝えなくてはなりません。同じオプトアウト方式の規制でも、Do-Not-Call制度に比べて、不完全なものとの感が否めません。

オプトイン方式	要請・同意のない勧誘禁止（勧誘は原則禁止）	
オプトアウト方式	拒絶表明後の勧誘の禁止（勧誘は原則許容）	
	事前包括型	Do-Not-Call制度
	事後個別型	特定商取引法17条

表2 不招請勧誘の規制（電話勧誘）

Do-Not-Call制度の必要性

最後に、なぜDo-Not-Call制度が必要なのか、その根拠・理由を紹介します。

第1は、迷惑の防止という点です。要請・同意のない電話勧誘は、それ自体が迷惑です。プライバシーの尊重、生活の平穏の保護と言い換えることもできるでしょう。海外ではこのような考え方が強いようです。わが国の行政機関や消費者団体等が実施した過去のアンケート調査でも、電話勧誘を不要だとする人は、実に9割以上にも及んでいます*4。

第2は、突然の電話勧誘が悪質商法の温床となっている点です。突然の電話勧誘は、不意打ちで一方的な勧誘となりがちになるため、店舗販売等と比べて、不当あるいは不正な取引を招く危険があります。Do-Not-Call制度によって、消費者はあらかじめこの危険から身を守ることができます。

第3に、勧誘を受けるか否かの消費者の意思の尊重という点もあります。取引段階だけでなく、勧誘段階においても消費者の自己決定を尊重するということです。新たに閣議決定された消費者基本計画でも、このような考え方が示されています*5。

第4は、自律的な意思決定の保障・支援という点です。不意打ち的な勧誘の場合、消費者は自律的な意思決定が難しくなってしまいます。それによって、不本意な取引をさせられてしまう危険があります。Do-Not-Call制度によって、消費者はそのような危険を回避することができます。Do-Not-Call制度は、自律的な意思決定ができる状況の確保を支援する制度だということができます。

①	迷惑の防止（プライバシーの尊重・生活の平穏の保護）
②	悪質商法の予防
③	勧誘の許諾の自己決定権の尊重
④	自律的意思決定の状況確保の支援

表3 Do-Not-Call制度の必要性

次回はアメリカ、イギリスの
Do-Not-Call制度を紹介します。

＊3 「特定商取引に関する法律第3条の2等の運用指針－再勧誘禁止規定に関する指針－」（消費者庁）第2章第3節参照。
http://www.caa.go.jp/trade/pdf/130220legal_4.pdf

＊4 「消費者の訪問勧誘・電話勧誘・FAX勧誘に関する意識調査について」（2015年5月13日報道発表）（消費者庁）参照。
http://www.caa.go.jp/trade/pdf/150513kouhyou_1.pdf
「訪問販売・電話勧誘販売等の勧誘に関する問題についての検討」（消費者庁）第1章（2）参照。
http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/tokusho/doc/20150428_shiryou1.pdf

＊5 「消費者基本計画」（2015年3月24日閣議決定）（消費者庁）第3章第1節参照。
http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/150324adjustments_1.pdf

食品の安全性や品質を科学的な視点で解説し、食品表示の見方や課題、「食品表示法」などを紹介します。

第 9 回

産地表示への期待と実際

板倉 ゆか子 Itakura Yukako　消費生活アナリスト
元国民生活センター商品テスト部調査役。放送大学非常勤講師、
公益社団法人全国消費生活相談員協会関東支部食の研究会顧問。

産地表示へのこだわりや期待

消費者庁が2015年に行った食品中の放射性物質等に関する意識調査の結果*1によると、食品を買うとき重視するのは、「価格」(71.3%)、「消費期限・賞味期限」(62.4%)、「鮮度」(62.2%)に次いで「生産・加工地」(48.7%)、「安全性(アレルゲン、添加物、放射線被ばくの可能性、BSEへの可能性…)」(30.2%)でした。また、「普段の買い物で食品を購入する際に、その食品がどこで生産されたかを気にするか」との問いに対して、「気にする」または「どちらかといえば気にする」との回答の合計は66.9%でした。

産地を気にする理由では、「産地によって品質(味)が異なるから」との回答が最も多く、回答者全体(N＝5,176)に対して31.7%、次いで「放射性物質の含まれていない食品を買いたいから」が22.8%、「産地によって価格が異なるから」が21.7%でした。

一方、東京都が2013年に行った食品の安全性についての調査*2では、確認する表示として重要な項目は、「原産国または国内産地」が最も多く(86.7%)、次いで「原材料」(51.4%)、「消費期限や賞味期限」(44.4%)でした。

なお、中国冷凍ギョーザ事件などがメディアに取り上げられた2008年に、農林水産省が実施した調査*3では、「加工食品のパッケージに、原材料の原産地の表示をすべき」と答えた人は全体で81%、さらに、「表示をすべき」と回答した人の理由は「原材料がどこの国で作られたかで、安全性が分かるから」が49%、「中国等特定の国で作られた原材料を使った食品は買いたくないから」が45%、「原材料がどこの国で作られたかで、おいしさ(品質)が分かるから」は3%でした。

調査時期によって変化はあるものの、消費者は、産地表示を重要視し、生産地が分かれば安全性が分かると期待しているようです。

産地表示で安全性は分かる？

地産地消は、新鮮な食材を買うことができ、生産者の顔が見えることによる安心感があり、また、流通によるエネルギーや費用を抑え、地元の活性化にもつながるというメリットもあります。

一方、食のリスクを分散するためには、少量多種の食材を摂取することが大切ですが、地元だけでは多種多様な食材が入手できるとは限りません。また、産地によっては収穫食材の栄養

＊1　「風評被害に関する消費者意識の実態調査(第5回)について～食品中の放射性物質等に関する意識調査(第5回)結果～」消費者庁
http://www.caa.go.jp/safety/pdf/150310kouhyou_1.pdf

＊2　平成25年度「第2回インターネット都政モニターアンケート結果 食品の安全性について」東京都
http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2013/10/60nat100.htm

＊3　第40回 食品の表示に関する共同会議　資料3「インターネットアンケート及び農水省ホームページアンケートの概要」
http://www.maff.go.jp/j/jas/kaigi/pdf/kyodo_no40_shiryo_3.pdf

＊4　「食品安全：農産物(米、麦、大豆、野菜など)」農林水産省
http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/index.html

面や味、重金属などの残留量*4も異なります。

その中には、実態が知られていないものもあれば、除染が進み、収穫物の検査結果は基準を下回るものばかり*5なのにいまだに風評被害が残る放射性物質などもあります。

ところで、輸入品と国産品とでは、安全性は違うのでしょうか。

国によって食品の安全面の規制や衛生概念は異なるので、輸出国で流通している食品が、必ずしも日本の基準に合うわけではありません。

わが国では、輸入食品にも国内と同じ規格基準が求められます。そこで、輸入食品については、食品衛生法により、国が安全性確保の役割を担っており、毎年度策定する輸入食品監視指導計画*6に基づいて、輸出国および輸入時の対策を実施しています。さらに国内で流通する輸入食品については、都道府県等が計画的に監視を行っています。

違反が見つかると回収や廃棄、積戻しなどが求められ、大きな損失が生じるので、事業者は、現地での衛生指導や製造管理、輸出前の検査を行い、輸出国の証明書などを得て、基準に合格するものを輸入するように努めています。

東京都が集計した国産品と輸入品の違反件数*7をもとに違反率を計算してみると、国産品と輸入品にそれほど大きな差はありません(**表1**)。また、厚生労働省の輸入食品監視統計*6から輸入食品の国別に違反率を調べてみると、メディアで取り上げられやすい違反件数が多い国が、違反率という点では平均より低くなっている場合も多く(**表2**)、消費者のイメージとは異なっていると考えられます。

土地などの設備費や人件費など製造コストが安く、大規模生産ができる海外で生産された食材は価格が安く、品質の一定なものがそろいやすいので、加工食品には多く利用されています。

一方、食品によっては、原材料を収穫した国、下処理をした国、最終的に加工食品を製造した国が異なる場合もあります。

生産にかかわった地域をどのように情報提供するとよいかを考える必要がありそうです。

調査年度	検査品目数		違反品目数		違反率	
	国産品	輸入品	国産品	輸入品	国産品	輸入品
2010年度	46,822	20,935	36	19	0.08%	0.09%
2011年度	45,539	17,553	87	19	0.19%	0.11%
2012年度	48,095	16,888	23	19	0.05%	0.11%

表1 国産品と輸入品の違反状況

違反件数の順位	国	届出件数	検査件数	違反件数	違反率(%)届出件数中	違反率順位
2011年度総計		2,096,127	231,776	1,257	0.06%	
1	中国	633,733	111,654	278	0.04%	⑤
2	アメリカ	228,505	21,880	174	0.08%	②
3	ベトナム	45,579	14,565	166	0.36%	①
4	タイ	152,299	11,903	93	0.06%	③
5	イタリア	93,757	6,535	50	0.05%	④
2012年度総計		2,181,495	223,380	1,053	0.05%	
1	中国	650,431	98,424	221	0.03%	④
2	アメリカ	234,245	23,572	190	0.08%	②
3	ベトナム	49,868	13,984	103	0.21%	①
4	タイ	155,770	11,819	84	0.05%	③
5	大韓民国	146,982	8,213	37	0.03%	⑤
2013年度総計		2,185,480	201,198	1,043	0.05%	
1	中国	676,475	79,287	244	0.04%	⑤
2	アメリカ	241,522	21,371	196	0.08%	②
3	タイ	144,870	11,935	74	0.05%	③
4	ベトナム	51,997	14,811	69	0.13%	①
5	イタリア	103,860	7,519	52	0.05%	④

表2 生産・製造国別の届出・検査・違反状況

＊5 「食品と放射能Q&A」消費者庁
http://www.caa.go.jp/jisin/pdf/141113_food_qa.pdf

＊6 「監視指導・統計情報」厚生労働省
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/yunyu_kanshi/kanshi/index.html

＊7 「食品衛生の窓　食品の違反統計」東京都福祉保健局
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/ihan/nendo_index.html

海外ニュース

文／安藤 佳子 Ando Yoshiko

イギリス　誤解を招きやすいスーパーの価格戦略に終止符を

●Which? ホームページ　http://www.which.co.uk/news/2015/04/which-calls-for-an-end-to-misleading-pricing-tactics-401108/
●CMA ホームページ　https://www.gov.uk/government/news/cma-receives-super-complaint-from-which　ほか

イギリス国内における食料雑貨や日用品の総売上額の約４割はいわゆる特売によるものだが、そのうち、誤解を招きやすい価格設定による消費者の累積損失額は無視できない。あたかも安く見せかけて、実態を知れば購入しないような価格設定をするスーパーは多い。

Which?では2008年よりスーパーの価格戦略の実態調査を行い、改善を求めてきたが依然として改善されていないため、このほど、独立した政府機関であるCMA（競争および市場当局）＊1にスーパーコンプレイント（super-complaint）＊2を提出した。その中で ●期間限定価格より期間終了後の値下げ価格のほうが安い ●まとめ買いセールの単価のほうが通常単価より高い ●内容量が減ったのに価格は据え置き ●各スーパー独自の価格設定戦略により比較が困難、などを指摘している。

Which?は、2002年企業法（Enterprise Act 2002）のもと、消費者利益に多大な損害を与えるおそれのある場合、CMAに対処を要請するスーパーコンプレイントを提出できる指定消費者団体である。

今回の提出を受理したCMAは近く関係者を招集し、提起された事柄の評価検討に入り、規定の90日以内に結果を公表するとしている。公表される文書には ●消費者向け情報の質やアクセスのしやすさについての改善要請 ●業界による自主規制の促進奨励 ●政府に対する規制や公共政策の変更の勧告、などが盛り込まれる見込み。

＊1　Competition and Markets Authority、2014年4月よりOFT（公正取引庁）の競争政策に関する業務とCC（競争委員会）の業務が移管された。

＊2　市場の競争性の問題に消費者の声を入れるため、指定消費者団体等により提起された問題に対し、CMAは90日以内に対応を公表しなければならない。

アメリカ　虫刺されによる感染症から身を守る

●コンシューマーレポーツ ホームページ　http://www.consumerreports.org/cro/magazine/2015/05/what-really-works-against-bug-bites/index.htm
●CDC ホームページ　http://www.cdc.gov/westnile/index.html
http://www.cdc.gov/chikungunya/　ほか

夏の虫刺されは嫌なものだが、むしろ感染症のほうが心配だとCDC（疾病予防管理センター）では懸念している。そこでコンシューマーレポーツでは蚊やダニが媒介する疾病の知識や対策法、虫よけ剤の選び方などを助言している。

蚊：昨年アメリカでは蚊の媒介による西ナイル熱で85人が死亡。別種の蚊によるチクングニヤ熱は2,492件発生したが死亡例はなかった。西ナイル熱は保菌鳥を刺した蚊がヒトを刺すことで感染し、媒介蚊の活動時間帯は夕暮れから夜明けまで。これに対し、チクングニヤ熱はヒト-蚊-ヒトで感染、媒介蚊は終日活動するので拡大しやすい。西ナイル熱の発症率は20％だがチクングニヤ熱は75％が発症する。刺されたら氷で冷やす、かゆみ止めクリームの塗布などで対処するが、発熱・頭痛・体の痛みなどがあれば受診する。特に、西ナイル熱は脳症や髄膜炎を発症するケースもあり要注意。蚊対策には、虫よけ剤の使用、長袖・長ズボンの着用のほか、蚊の活動時間に戸外に出ない、匂いの強い香水やローションの使用を避け、水たまりをなくす、など。

ダニ：アメリカでは毎年約30万人がダニに噛（か）まれてライム病を発症し、エーリキア症、ロッキー山紅斑熱などもダニが媒介する。紅斑、発熱、悪寒、筋肉痛などが現れたら受診する。抗生物質で顔面麻痺（まひ）や呼吸困難、出血など症状の重症化を防ぐ。対策は、森林や草原では明るい色の長袖・長ズボンを着用し、ズボンの裾は靴下に入れて、髪はまとめて帽子で覆う。虫よけ剤も使用する。帰宅後脱いだ衣服は乾燥機で1時間高温乾燥。シャワー後全身をチェックし、ダニを見つけたらピンセットで除く。

文/岸 葉子 Kishi Yoko

ドイツ　ココナッツオイルを過信しないで

●チューリンゲン消費者センター ホームページ　http://www.vzth.de/wundermittel-kokosnuss--

ココナッツオイル、ココナッツミルク、ココナッツウォーターなど、ココナッツを原料とする食品が注目を集めている。中でも、健康によい食材としてもてはやされているのが、ココナッツオイルである。ダイエットに効果があり、心臓血管疾患を予防し、認知症まで防ぐとされているが、信用できるのだろうか。

チューリンゲン消費者センターでは、このようなブームを冷静にとらえている。ココナッツオイルの健康上の効果は研究途上にあることから、現時点では根拠が不十分であるという立場を取る。ココナッツに関する健康強調表示の申請もまだなく、包装に効能を表示することも認可されていないという。

もともと、ココナッツのように飽和脂肪酸を豊富に含む食品は、血中コレステロールを上昇させる可能性があるとして、不健康とされてきた歴史がある。しかし、ココナッツオイルに含まれる飽和脂肪酸として割合が高いのは、中鎖脂肪酸であり、長鎖脂肪酸に比べると、体内に蓄積されにくいといわれている。したがって、同センターではココナッツオイルが不健康とは考えていないが、中鎖脂肪酸のダイエット効果や心疾患予防効果などを証明する根拠は不十分だと指摘する。

そこで、ココナッツオイルを炒め物などにときどき使い、調理のバリエーションを広げるのはよいアイデアだとしつつも、菜種油やくるみ油など、他の植物油の代わりに利用するほどの理由はないとする。さらに、ココナッツオイルは高カロリーなので、取り過ぎると肥満につながるおそれがあると注意を促している。

EU(欧州連合)　カラメル色素の安全性をめぐる見解の対立

●EFSA ホームページ　http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/ans110308.htm
●EU規則第231/2012号　http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:32012R0231&gid=1432608419835&from=EN

しょうゆ、ウスターソース、菓子、清涼飲料水など、幅広い用途に使われるカラメル色素。EUでは食品添加物として、カラメル色素Ⅰ(E150a)、同Ⅱ(E150b)、同Ⅲ(E150c)、同Ⅳ(E150d)の4種類が認可されている。ところが、カラメル色素の安全性をめぐり、ここ数年、見解の対立が続いている。

発端は、同Ⅲ、同Ⅳを製造する過程で生成される4-MEI(4-メチルイミダゾール)が、アメリカカリフォルニア州で、発がん性等の疑いがある物質のリストに加えられたことである。その結果、同州では29μg/日を超える4-MEIを含む食品について、警告表示を義務づけた。ヨーロッパでも、同州の動きに賛同する消費者団体等は少なくない。例えば、VKI(オーストリア消費者情報協会)は、コーラ飲料13商品の4-MEI量を測定し、そのうち9商品が同州の基準を超えていたと批判する*。

これに対し、同州を除くアメリカの州やEUでは、食品に一定量以上の4-MEIを含むことを理由に、警告表示を義務づけてはいない。EUのリスク評価機関であるEFSA(欧州食品安全機関)は、カラメル色素中の4-MEIの基準値が守られていれば、同色素を含む食品を摂取しても健康に影響はないとするからである。つまり、同州では、わずかな量の4-MEIでも発がん性との関連があると考え、一方、EUでは遺伝毒性がないとして無毒性量を設定している。現在、EU規則によると、E150c中の4-MEIの基準値は200mg/kg以下、E150d中の4-MEIの基準値は250mg/kg以下である。

＊ VKI『消費者』2015年5月号
http://www.konsument.at/essen-trinken/farbstoffe-in-colagetraenken

第13回

インターネットと上手につき合う

原田 由里 Harada Yuri　一般社団法人 ECネットワーク理事
06年4月、ECネットワーク設立。ネット取引のトラブル相談にオンラインで対応。
消費生活専門相談員、消費生活コンサルタント、消費生活アドバイザーの資格を持つ。

インターネット取引のトラブル(1)

―越境型「ニセモノ」販売サイトのトラブル―

日本人を対象にした、越境型のサイトによる「ニセモノ」販売や商品未着のトラブルに関する相談*1が現在も多数寄せられています。消費者庁越境消費者センター(CCJ)によると、2014年度の全相談のうち、「模倣品到着」および事業者の実態が把握できず商品未着を主とする「詐欺疑い」のサイトに関する相談が全体の5割を超えていますが、2013年度に比べ「模倣品到着」の割合が減少し、「詐欺疑い」の割合が増えているとしています*2。

これらのトラブルが相変わらず多いとはいえ、その手口や特徴、相談内容には若干の変化もみられます。最近の相談事例の特徴を紹介し、その対応策を考えてみたいと思います。

支払い手段と商品の変化

(1)ブランドものの時計を注文した。クレジットカード(以下、カード)決済後、商品が届かない。メールの返信もなくホームページも消えてしまった。届いた唯一のメールはサイトではなく決済代行会社と思われるところからのもので、たどたどしい日本語であった。カードの悪用が心配である。

(2)他店では売り切れていた赤ちゃん用品を見つけ2,000円で注文し、指定された個人口座に振り込んだ後、連絡が一切取れなくなった。調べてみたら詐欺が疑われるサイトのようだった。振込先金融機関のコールセンターに連絡すると、すぐに警察に被害届を出すように言われた。その後、振込先口座は他の警察からの依頼で凍結されたという。返金よりも購入時に入力した個人情報の悪用が心配である。

支払い手段は、個人名義口座への振り込みが多いのですが、一方で、以前に比べカード決済の割合が増えています。カード決済で商品未着や模倣品到着の場合、カード会社からチャージバック*3の適用などにより救済されることもあるので、カード会社に相談してください。間に包括して加盟店を開拓する決済代行会社が入っていることが多く、これら海外サイトだけでなく、海外サイトを直接加盟店とする決済代行会社も、事務所等が海外に存在しています。

個人名義口座へ振り込んでしまった場合は口座凍結のうえ、振り込め詐欺救済法*4の適用により返還されることがあります。

しかし、口座に残高があることが前提のため、救済される割合は低く時間もかかり、残念なが

＊1　越境型とは日本語表記でサーバが海外にあるサイトを指す。「ニセモノ」は模倣品や偽ブランド品等広くとらえる。

＊2　「平成26年度越境取引に関する消費者相談の国際連携の在り方に関する実証調査報告書」消費者庁越境消費者センター(CCJ)、2015年度6月1日より消費者庁から国民生活センターに移管。
https://ccj.kokusen.go.jp/26fy_cc.pdf
https://ccj.kokusen.go.jp/

＊3　カード会社に対して代金の支払いに異議を唱え、利用店舗に代金返還請求をすること。

＊4　「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」資金が振り込まれた口座を金融機関が凍結し、口座名義人の権利消滅後、預金保険機構のホームページで公告、被害者から支払申請を受け付け、申請者に資金を分配して返還する。

らすべての被害に効果があるとまでは言えないのが現状です。

最近の相談では、被害救済とともに、サイトに渡した情報の悪用を心配する内容が多くなっています。中にはカード番号や個人情報の収集を目的とした悪質なサイトもあるので、念のためカード番号は変更したほうがよいでしょう。個人情報は、新たに悪質サイトの所在地に流用されたり、身に覚えのない荷物が届くなどのトラブルもありますが、簡単に変更ができませんので、しばらくようすをみて、何かあれば事後対処を個別に検討しましょう。

模倣品の多くはヨーロッパを中心とする有名ブランドのアパレル品、時計、宝飾品でしたが、最近では印鑑、ボールペン、布地、ライター、ワイン、カツラなどもあります。なお、模倣品が海外から届く場合、通関できない旨税関から通知が届くこともあります。海外の相手に返品するということは、権利侵害品と知って輸出する行為に当たる可能性があり勧められません。

また、被害額が数百円～数千円程度の安価なケースも増えています。商品や価格帯でサイトの信用性を判断しないでください。

広告と被害拡大防止策

(1)スマホでブランド品を検索していたら格安なサイトを見つけ、バッグと財布を5点注文し、口座に計75,000円を振り込んだ。商品が届かず、送った内容証明郵便は宛先不明で戻ってきた。

(2)SNSで友だちが「良い」という評価を入れていたので大丈夫だと思い、そこからブランド靴を注文した。注文後連絡がなく、荷物が中国から届いたが、開けるとサイズも色も注文と異なるものだった。

有名ブランド名で検索すると、模倣品販売サイトが正規のサイトよりも上位に表示されていたことがありました。検索サイト運営会社に報告することにより改善されることもありますが、検索結果はいつも信用できるとはいえない点に注意が必要です。特に「激安」などのキーワードと組み合わせての検索は危険度が増します。

模倣品販売等の被害拡大防止策として、警察などの関連機関が提携し、例えばセキュリティーソフトウェア会社等へ被害情報を提供することにより、該当サイトにアクセスしようとした際に警告表示が出るなどの対策がとられています。ただ、これも残念ながら今のところ万能ではありませんので、各サイトの信用性は原則、各自で判断しなければなりません。

また、基本無料で利用できるSNSには多くの広告が表示されていますが、主に海外系のSNSでは、過去に模倣品販売サイトの広告が表示されていることがありました。広告が削除されるまでの間に被害にあうというものです。

最近の手口はさらに巧妙になり、例えば他人のアカウントを乗っ取って模倣品や詐欺的サイトの広告を出すというものや、ブランド名などのキーワードにハッシュタグ＊5を付けて写真や文を投稿し、客を集めるという手口もあると聞きます。特にSNSの広告や勧誘では新たな手口が出やすいため、今後も注意する必要があります。

これらのサイトの主な特徴は、「電話番号等の記載なし」「振込先が個人口座」「日本語に違和感がある」「大手企業ロゴの無断使用」などです。今のところ、海外のサイトの強制閉鎖、取り締まりは極めて難しいのが現状です。CCJのサイト等で最新の情報をチェックしてください。

＊5　キーワードの前にハッシュ記号(#)をつけて、SNS内の検索を容易にするもの。「#○○○」のように表示される。

住まいの基礎知識 第13回
―トラブルを未然に防ぐために―

欠陥住宅が作られる原因

河合 敏男 Kawai Toshio
弁護士（第二東京弁護士会所属）
河合敏男法律事務所。国民生活センター紛争解決委員会特別委員、第二東京弁護士会住宅紛争審査会紛争処理委員、東京地裁調停委員等。

本連載は、「トラブルを未然に防ぐために」という副題で執筆してきましたが、最後に、不幸にして欠陥住宅問題に直面してしまった場合の対処法について３回にわたって触れてみたいと思います。今回は、なぜ欠陥住宅は作られるのかを考えてみます。これを知っておくことが、自分でできる予防策にもつながるからです。

現場経費の過剰な削減

安く作って高く売れば利益は大きくなります。営利企業であればこれをめざすのは当然です。しかし、それが技術進歩や合理化によってもたらされるのであればよいのですが、手抜き工事によって行われると欠陥住宅が生まれます。特に使用する材料や設備の内容、単価、数量などの内訳明細が示されない、いわゆる「一式見積り」で契約すると、施工者側に材料や施工内容についての裁量の幅が大きくなって欠陥が生まれやすくなります。

2005年の耐震強度偽装事件は、構造専門の建築士が柱や梁（はり）を細くして経済設計のできる有能な建築士ということで自分を売り込み、多くの仕事を受注していたのですが、実は構造計算書を改ざんして経済設計にみせかけていたという事件でした。鉄筋コンクリート造で柱を細くして、鉄筋やコンクリートの量を減らすと、当然その分の材料費が安くなりますが、経費節約効果はそれだけではありません。鉄筋量が減ればそれを加工する鉄筋工の人件費も節約になり、コンクリート打設のための型枠も少なくてすみ、工期も短縮するなどの経済的メリットが生じます。発注者側の経費節減の過剰な要求や設計者の弱い立場などもこの事件を誘発した原因といえるでしょう。

行き過ぎた工期短縮も欠陥を生みます。例えば、コンクリートは打設後、最低５日間は、散水などして急激な乾燥を防ぐとともに、振動などを与えないよう静かに保存するなどの養生が必要です（建築基準法施行令75条）。また十分な強度が出るまで型枠や支柱を外してはいけないことになっています（同76条）。これを守らずに短期間で型枠を外したり、現場で鉄筋加工などの次の作業を始めて振動を与えると、床スラブ*1にたわみを生じたり、ひび割れが多発するなどの欠陥を発生させます。施工者は、１日工期が延びればそれだけ人件費（職人の日当）が増え、また高いレンタル料を払って建設用重機や足場設備などを借りているので、工期短縮は至上命題なのです。マンション建築などでは、購入者の移動時期である３月末までの引き渡しが絶対条件となっていることが多いため、工期が遅れ気味になると無理な工期短縮に走って欠陥を生むこともあります。

住宅など小規模建築では、現場経費節約のため現場監督に複数の現場をもたせて、掛け持ちで仕事をさせます。現場監督はその現場の工程管理、材料や職人などを手配、施工の段取りの決定や具体的指示などを行う現場の責任者で、住

＊1　床の荷重を支える構造床

宅の出来不出来の90％は現場監督の実力によって決まるとも言われています。本来、１人の現場監督が１つの現場で仕事をすべきですが、２～３棟程度の掛け持ちならば許容範囲といえます。しかし、５棟を超えると現場監督はほとんど不在で、やっと電話連絡がとれる程度、現場は職人任せという状況となり、失敗や不良施工が見過ごされることになります。

失敗と隠蔽

工程管理がしっかりできていないと、例えば配管を通す貫通口を開け忘れてコンクリートを打ってしまい、後から梁をコア抜き＊２して鉄筋を切断してしまうというような杜撰施工が行われることになります。

建物は人が作るものである以上、どうしても間違いや失敗は起こります。そのときは、監理者や注文主に正直に報告して、適切な対応策を協議すべきなのですが、やり直しによる損害や責任追及をおそれて隠蔽に走ることがあり、これが致命的欠陥に結び付くことが少なくありません。ほとんどの注文主は善良な市民で、最初から正直に言われればなるべく施工者に損が生じないように寛大な気持ちで対応するものです。これに対して、隠蔽し、ごまかされたりうそをつかれたりした後に発覚すると非常に強い不信感を抱くこととなって紛争に発展するのです。

一括下請け

建築業界の悪しき慣行に、重畳的に繰り返される建築工事の一括下請（いわゆる「丸投げ」）が挙げられることは、本連載の第５回＊３に触れました。これが手抜き工事を生む一因となっています。韓国は建設産業基本法を改正して、一括下請は一次までとし、元請と一次下請が雇用している労働者で施工すること（直接施工）が義務づけられましたが、日本もこの法制を見習うべきでしょう。

監理の形骸化

不良施工をチェックし、欠陥を予防することが期待されているのが建築士による第三者監理です。監理は、建築士の資格を持つ者の独占業務とされ、その数は一級建築士30万人、二級建築士60万人といわれています（実数は国交省も把握していません）。しかしながら、この過当競争の中で、設計・監理のプロとして、施工者と一線を画し、独立した設計事務所として経営が成り立っているところはそう多くはありません。多くは、施工者から案件を紹介されたり、下請的に依頼を受けた建築工事の設計や監理を行っており、いわば施工者に対して従属的立場で業務を行っているという実態があります。その結果、施工者を厳しくチェックすべき監理が形骸化し、きちんと機能しなくなっているという問題があるのです。

形骸化の著しいケースが、建築士の名義貸しです。施工者から手数料程度の報酬をもらって、建築確認申請の際の監理者欄に名前だけ載せるという脱法行為です。最高裁平成15年11月14日判決は、この名義貸し建築士について、「建築士には、建築士法や建築基準法による規制の潜脱を容易にする行為など、その規制の実効性を失わせるような行為をしてはならない法的義務がある」として不法行為責任に基づく損害賠償義務を認める厳しい判決を下しています。

＊２　床や壁に円筒形の穴を開けること。

＊３　ウェブ版「国民生活」2014年10月号第５回「住まいの基礎知識」
http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201410_10.pdf

第17回

消費者教育実践事例集

高校の家庭科教諭と連携した2つの視点からの授業

小川 恵子 Ogawa Keiko　大野市消費者相談センター 消費生活相談員

このコーナーでは、消費者教育の実践事例を紹介します。

はじめに

福井県大野市は、人口約36,000人の静かな田園都市で、人と人とのつながりを大切にする人情味あふれる街です。当市には、県立高等学校が2校ありますが、進学および就職で多くの生徒が地元を離れ実社会に出ることから、2009年の消費者庁の設立を機に新事業として、3年生を対象に消費者教育講座を始めました。

消費者教育推進法の制定後、さらなる充実を図る必要性を感じた頃、県立大野高等学校家庭科担当の知場仁美教諭が大野市消費者相談センター(以下、センター)に来所されました。消費者教育を行ううえで、消費者被害にあわないために何を指導していったらよいかなど、具体的な話を聞きたいとの要望をきっかけに、正規教諭1年目の知場教諭と消費生活相談員の連携による「消費社会を生きる」高校生を対象とした消費者教育計画がスタートしました。

■ 高校教育の立場から

―福井県立大野高等学校家庭科 知場教諭より―

私がセンターに伺った理由は、私自身が消費生活のプロではないため、専門の方にお話を伺いたかったからです。私は、教科書や資料集等を読み込んで、生徒に教えることはできますが、今の消費社会の情況やタイムリーな問題なども生徒に伝えたかったのです。また、家庭科という教科は生徒自身の実生活をよりよく改善させることが目標であると考えるため、日頃から自分の実生活の話題を交えながら話をするように心がけています。生徒も教科書の知識などを学ぶことよりも実生活に即した話のほうが興味を持つため、知識の獲得だけにとどまらず、できるだけそれを自分の生活に置き換えて考えられるようイメージをつかませたいと思っています。

このことから、消費生活相談員に話をして頂くことで、センターを身近に感じ、県内、市内でも悪質商法のトラブルにあうということを実感できるのではないかと考えます。“大野市は田舎だから、大丈夫”という根拠のない安心感から、よい意味での危機感につながると思います。消費生活相談員の人柄に触れ、「何かあったら、センターに相談しよう」と思う生徒も多いのではないでしょうか。

高校の正規教諭になって1年目、2年目の時期にセンターと消費者教育の連携を図ったことが基礎となり、消費者教育を深めていく自信につながっていると思っています。

連携し授業を進めるに当たって

消費生活相談員は、あくまで消費者教育のお手伝いをする立場なので、高校教育の趣旨に合

わせ、カリキュラムに沿うよう配慮が必要だと考えました。

授業で使用する教科書の内容をもとに新たに教材を用意することにしました。センターが備えている資料を提供し打ち合わせを重ね、①から⑤までのテーマで、知場教諭が教材を作成しました。⑥はセンターで準備し、学校教育の立場とは違った消費生活相談員の経験と視点から授業をさせてほしいとお願いし、教頭先生の許可を得て授業に入りました(図1、2参照)。

消費者教育と学校教育の視点の違い

学校教育の立場と違った視点の例を挙げますと、教材⑤の「契約で成り立つ社会」で知場教諭は、多重債務者が増加している現状や、裁判所に自己破産を申し立て破産手続開始決定がなされると官報に載ることになるので、自己破産しないよう計画的な生活をすることの重要性を教えたとのことでした。

一方消費生活相談員の授業では、多重債務に陥っても人生をやり直すためには４つの方法があること*、一人で悩み続けるより相談することから出口を見いだせることを伝えました。学校教育は自己破産しないという予防に重きを置いていますが、消費者教育は事後の救済も視野に入れているからです。

私の話を聞いた後に知場教諭は、「自分の指導で、官報に載ったら大変なので多重債務に陥らないよう生活することを伝えたことは、間違っていたのでしょうか」と心配されましたが「そうではなく、多重債務は転職による減収、けがや病気で生活に狂いが生じたときに起こり得る場合のほうが多いので、そんなときの救済手段があることを伝えておくことが私の役割だからですよ」と話しました。

＊　債務整理の方法として、自己破産による免責、個人再生手続き、任意整理、特定調停の４つがある。

最後に

高校時代は一人の消費者であることを自覚するにとどまらず、学んだことを糧にどのように社会で生きていくべきか自分自身で考える力が養われる時期であり、高校教育における「消費社会を生きる」という観点は、将来の「消費者市民社会」の形成に大きな影響を与えます。

学校教育のなかで、消費生活相談員が協力できることは微力ですが、消費者教育を行ううえでの支援者として、力になれることは多いかと思います。今後も未来を担う高校生達が自立した賢い消費者になるよう育んでいくための力添えができればと思っています。

①高校生活で学校に通うためにかかる費用
②大学生の１カ月の生活費
③仕事と収入
④私達の消費生活
⑤契約で成り立つ社会
⑥消費生活とトラブル防止

図1 作成した教材用プリント

Ⅰ　私たちをとりまく消費社会はどうなっているか？
- 「消費者市民社会」を築いていくために、必要な知識や考え方

Ⅱ　自立した生活に必要なお金の管理とは？
- 収入と支出の管理

Ⅲ　「自由化」のなかでのお金の管理とは？
- 商品選択の基準と支払い方
- お金の管理と計画的使用の必要性
- 多重債務とは

Ⅳ　「商品を買う」とはどういうこと？
- 契約とは
- 契約書・利用規約・約款
- 契約の解消

Ⅴ　消費の際に巻き込まれるトラブルとは？
- 消費者をとりまく誘惑
- 契約に関するトラブルと消費者を救済する法律

Ⅵ　情報化社会での消費とは？
- 個人情報の管理
- 電子商取引

Ⅶ　グローバル化のなかで消費生活はどうなっている？
- インターネットショッピング
- アプリやサイトの契約

図2 家庭科の授業で使用している教科書の内容

金融商品を学ぶ

保険の基礎知識
―消費生活相談に対応するために

桜井 健夫 Sakurai Takeo
東京経済大学現代法学部教授、弁護士
日弁連消費者問題対策委員会幹事、国民生活センター紛争解決委員会特別委員。1978年一橋大学法学部卒、1980年弁護士登録。複数の法科大学院で2004年から消費者法を講義。

最終回

終了(2)
終了に伴う返還

本連載では、消費者の視点で保険法と保険業法を分かりやすく解説し、
具体的な相談事例を交えながら新しい情報を届けていきます。

ケース1【未経過保険料の返還】
損害保険の保険料を1年分前払いし、2カ月後に解約した。残り10カ月分の保険料は返してもらえるか。

ケース2【顧客からの解約】
終身保険を解約したら少しお金が戻ってきたが、計算の根拠が分からない。解約返戻金はどのように計算されるのか。

ケース3【保険会社からの解除】
保険会社から告知義務違反を理由に生命保険契約を解除するとの通知が来た。保険料は当然返してもらえるのか。

1. 終了に伴う返還の概要

保険契約が期間途中で解除などにより終了した場合、未経過部分が返還されたり、それまでの蓄積分の一部が返還されたりします。前者は、保険の種類にかかわらず、年払い契約または半年払い契約などの場合に、対応する保険期間の中途で解約すると未経過期間分の保険料が返還されるものです。後者は、生命保険や傷害疾病定額保険で保険料の一部が蓄積されている場合に、蓄積の一部が払い戻されるものです。

2. 未経過保険料の返還

2010年4月以降、**ケース1**のような年払い契約または半年払い契約などでは、保険約款で、対応する保険期間の中途で解約するとその直後に到来する月単位の契約応当日から残存月数に応じた部分の保険料が返還されることとされています。

3. 保険料積立金の返還

(1) 概要

顧客が保険契約を解約すると、それまで払ってきた保険料から積み立てられたもの(保険料積立金)の一部が払い戻されます。保険法は、保険料積立金の払戻しの例外的な場合について規定し、一般的な解約返戻金については規定していません。保険約款に、解約返戻金の計算方法として、保険料積立金から一定額(解約控除金)を差し引くことが記載され、保険証券には一定の条件下における解約返戻金表が記載されます。いずれによっても解約控除金の内訳は明らかにはなりません。

(2) 保険料の内訳

保険契約者が支払う保険料は純保険料と付加保険料から構成され、このうち純保険料が保険金の原資となるものであり、保険事故が発生するたびに保険金として支出され、その残りが積

み立てられます。付加保険料はそれ以外の部分であり、代理店の手数料を含む保険会社の経費や利潤になるものです＊1（図）。

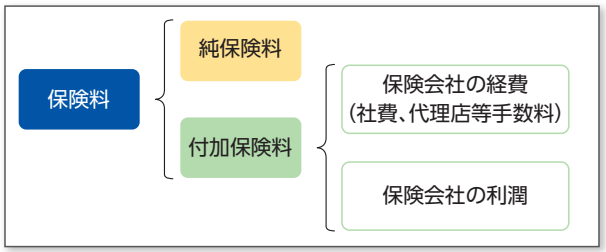

図 保険契約者が支払う保険料の内訳

損害保険では、「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき運営されている損害保険料率算出機構が、自動車保険や火災保険、傷害保険の「純保険料」に相当する部分の料率（＝「参考純率」）を算出しています。これはあくまでも参考であり、各損害保険会社にはこれを使用する義務はなく独自に算出することも可能です。ただし、例外として「自賠責保険」と「地震保険」の保険料は、同機構が算定した料率（＝「基準料率」。純保険料率と付加保険料率に分けて算出し合計する）を各保険会社が使用することになっています。損害保険料率算出機構が算出する参考純率や基準料率は、①**合理的**かつ ②**妥当**なものでなければならず、③**不当に差別的であってはならない**、という３つの原則に基づいています（損害保険料率算出団体に関する法律８条）。

生命保険にはこのような算出組織はなく、各生命保険会社が独自に純保険料と付加保険料を決定しています。純保険料は、保険数理に基づいて算出するので各社似たような値となりますが、付加保険料は、各社の状況や方針によって相当異なります。

例えば、一定期間中に死亡した場合に保険金が支払われる従来型の定期死亡保険の付加保険料は、保険会社によって保険料の20数％～60数％まで幅があり、営業職員を抱える保険会社では保険料の半分前後のものが多いといわれます。付加保険料が保険料の半分前後を占めるということは、支払う保険料の半分前後が生命保険会社の経費や利潤に充てられるということを意味します。

(3) 生命保険、傷害疾病定額保険における保険料の蓄積と用語の整理

生命保険のうち、生存保険や生死混合保険（年金保険、養老保険、こども保険など）は、蓄積を意図した貯蓄性保険または投資性保険であり、受け取った保険料のうちの純保険料部分が生命保険会社の下に積み立てられ、一部が保険金として支払われるほかは蓄積されていきます。それから長期の死亡保険では、多くの場合、平準保険料方式＊2がとられており、期間の初期には危険率を上回る保険料が集まるので、純保険料のうち危険率に対応した額との差額とその運用益が生命保険会社の下に蓄積されます。これらに共通して、生命保険会社が保険料を受け取ってから保険金を支払うまでに期間があることも、蓄積される理由になります。傷害疾病定額保険でも、保険期間が１年未満などの短期のものを除き、純保険料は保険金として支払われるほかは積み立てられて蓄積します。

ところで、この蓄積に関する言葉としては、①保険料積立金 ②「被保険者のために積み立てたる金額」 ③契約者価額 ④責任準備金 ⑤解約返戻金などがあります。この意味と関係を整理しておきます。

①保険料積立金とは、「受領した保険料の総額のうち、当該〔生命／傷害疾病定額〕保険契約に係（かか）る保険給付に充てるべきものとして、保険料または保険給付の額を定めるための〔予定死亡率／給付事由の発生率〕、予定利率その他の計算の基礎を用いて算出される金額に相当する部分」（保険法63条、同92条）です。つまり、個々

＊1 国民年金第１号被保険者ならびに任意加入被保険者が、受給する年金額を増やすために定額保険料に上乗せして納める保険料も付加保険料というが、まったく別物である。

＊2 保険料を年齢による死亡危険率に応じた額とせずに、保険期間中毎年の保険料が等しくなるように計算された額とする方式。

の保険契約者のために積み立てられている金額であり、②「被保険者のために積み立てたる金額」（旧商法680条2項）、③契約者価額（保険業法施行規則10条3号）と同じ意味です。

これに対し、④責任準備金（保険業法116条）は、毎決算期において、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険会社が積み立てを義務づけられている負債性引当金であり、計算の基礎に違いがあります。⑤解約返戻金は、解約の際に返還される額であり、①保険料積立金（＝③契約者価額）から一定額（解約控除金）αを差引くことが行われています（解約返戻金＝保険料積立金－α）。

⑷ 保険法における蓄積の返還に関する規定 —— 例外的な場面についてのみ

保険法制定の際に、この蓄積の返還に関する一般的な規定を設けることが検討されましたが、低解約返戻金型、無解約返戻金型などがあるため規定が複雑になることから結局断念され、保険法は、生命保険と傷害疾病定額保険について、きわめて例外的な場面についてのみ返還に関する規定を設けました。

生命保険に関しては、生命保険会社は、①被保険者の自殺、保険金受取人による殺人、戦争その他の戦乱による死亡（保険法51条。2号を除く）、②生命保険会社の責任開始前における任意解除（同54条）、被保険者の解除請求（同58条2項）があった場合の解除、③危険増加による解除（同56条1項）、④生命保険会社の破産（同96条1項）による解除、破産手続開始による失効（同96条2項）の各場合においては、保険料積立金を払い戻さなければなりません（同63条）。ただし、生命保険会社が保険金を払う責任を負うときは、保険料積立金の返還は不要です（同63条）。例えば、一定期間経過後の自殺の場合は保険金を支払うとの約款のもと、保険金を支払う場合などです。63条は片面的強行規定であり、これに反する特約で保険契約者に不利なものは無効です（同65条3号）。他方、上記①～④以外の場合における蓄積の返還については、保険法は何も規定しませんでした。任意解除が問題となるのはほとんどが責任開始後ですが、その場合について規定がないのです。傷害疾病定額保険に関してもほぼ同様の状況です（同92条）。

4. 顧客から解約した場合の解約返戻金

このように、**ケース2**のような、責任開始後に顧客から解約した場合の解約返戻金については保険法に規定がなく、実務では、保険料積立金（＝契約者価額）から、①新契約費の未償却分、②ペナルティなどが解約控除金として差し引かれた額が返還されます。②は、逆選択の防止、投資上の不利益回避、契約継続のインセンティブなどが理由とされますが、このような理由による控除には合理性がないことが指摘されています。

5. 保険会社から解除した場合の解約返戻金

保険会社は、①保険契約者・被保険者・保険金受取人の詐欺脅迫を理由として、保険会社が〔生命保険契約／傷害疾病定額保険契約〕についての意思表示を取り消した場合、②発生済み遡及保険の規定により無効となる場合には、保険料を返還する義務がありません（保険法64条、同94条）。これ以外の取消し、無効の場合にも保険料を返還しないとする特約等、これに反する特約で、保険契約者に不利なものは無効です（同65条3項）。

保険会社から**ケース3**のように告知義務違反を理由に解除した場合などは、その効果は将来に向かって生じ（同59条1項）、それまでは有効なので、保険金が支払われない場合は、顧客から解約した場合と同様の額が返還されることになります。

苦情相談

国民生活センター 相談情報部

プリペイドカードの番号を伝えて支払ったアダルトサイトの料金

アダルトサイトの利用料金を、コンビニでプリペイドカードを購入して支払うよう指示され、その後返金された事例について紹介する。

相談内容

先ほど、スマートフォンのアダルトサイトで動画を見ようとしたら「登録しました」と表示が出た。画面上の「誤作動の方の退会処理」というボタンを押し、退会メールを送ったところ「退会処理ができません。電話をしてください」という返信がきたので電話をかけた。電話に出た男性に「誤作動したので退会したい」と伝えたところ、男性からメールに表示されたID番号を確認されたので伝えると「既に登録処理されている。利用料金約13万円は支払ってもらう。コンビニに行って再度電話をしてほしい」と言われた。支払わなければいけないと思い、コンビニに行って電話をかけたところ、マルチメディア端末の前で操作をするよう男性に指示され、プリペイド型電子ギフト券(以下、プリペイドカード)約13万円分の購入手続きをし、レジでお金を支払った。購入後、再度電話でファクス番号を聞き、プリペイドカードの番号部分のコピーを送った。その後、インターネットで調べたら詐欺だと分かった。支払ったお金を返してほしい。

(40歳代、男性、給与生活者)

結果概要

相談を受け付けた国民生活センター(以下、当センター)では、アダルトサイトのトラブル事例について説明し、「請求に納得できないのであれば支払わずにようすをみるという対応でよかった。メールアドレスを知られたので今後、業者から督促がくると思われるが、受信拒否設定等をして連絡を絶つように」と助言した。併せて当センターからプリペイドカード発行会社(以下、発行会社)のお客様相談窓口に相談者の事情を伝え、返金方法はないかと聞いたところ「当社のアカウントを持っていれば、プリペイドカードの利用状況を確認できる。プリペイドカードが利用されておらず、価値が残っているようであれば、一定の条件下で返金が可能な場合もある。直接、利用者からこちらに電話をかけてほしい」ということであった。当センターから相談者に連絡したところ、相談者は発行会社のアカウントを持っていないとのことだったので、「すぐに発行会社のアカウントを取得し、プリペイドカードの利用状況の確認をしてほしい。時間が勝負だ」と伝えた。助言から1時間半後に相談者から電話があり「利用状況を確認したら、全額利

用されずに残っていた」と報告があったので、発行会社のアドバイスを伝え、お客様相談窓口に電話をかけて相談するよう助言した。翌日、相談者から「業者から、プリペイドカード番号の確認ができないとメールが届いたが無視した。発行会社から、一定の手続をした後に返金をすると言われた」と報告があった。

10日後、相談者から「発行会社から全額返金された」という連絡があったので、相談を終了した。

問題点

プリペイドカードを不正に取得しようとする「詐欺業者」とのトラブルが、全国の消費生活センターに複数寄せられている。このようなトラブルで悪用されているのは、主に「サーバ型」と呼ばれるプリペイドカードである。プリペイドカードの価値がカード自体に記録されている商品券や磁気カード、ICカードと違い、サーバ型プリペイドカードは発行会社の管理するサーバにその価値が記録されている。そのため、カードそのものが手元になくても、カードに記載された番号などをインターネット上で入力して使用できるものもある。したがって、サーバ型プリペイドカードのカードに記載された番号等を相手に伝えることは、購入した価値を相手にすべて渡したことと同じである。

サーバ型プリペイドカードを、不当な請求の支払手段として悪用する業者は、金融機関の口座を持っていなかったり、審査が通らずクレジットカード会社やプリペイドカード会社の加盟店になれなかったりするなど、詐欺業者の可能性が高い。

業者がプリペイドカードを取得しようとする背景として、消費者からの入手が簡単であること、悪用しても業者の所在地や連絡先が特定されにくいことのほか、プリペイドカードを高い換金率で買い取る業者が存在していることが考えられる。プリペイドカードの購入を指示した業者とは、トラブル発生後に連絡が取れなくなることが多いため、業者と直接交渉して返金を求めることは困難となる。特に、詐欺業者は消費者からプリペイドカードに記載されている番号等を聞くなどして価値を取得した後、すぐに使ってしまうので、消費者がだまされたことに気づいた時には価値が残っていないことがほとんどであり、いったん相手に渡した価値を取り戻すことは非常に困難である。さらに、手元に現金がない消費者が「自身のクレジットカードを使ってプリペイドカードを購入するよう指示された」結果、クレジットカード会社に支払いができなくなったという事例もみられる。クレジットカード会社への支払状況はクレジットやローンの審査の参考にされるので、クレジットカードの支払いを滞納していると、今後、クレジットやローンの契約をする際に影響が出ることも考えられる。

こうしたトラブルにあわないためには、まず覚えのない請求等に簡単に返信したり連絡しないこと、他人から言われてプリペイドカードを購入したり、カード番号等を伝えたりしないことが重要である。また、万が一、番号を教えてしまった場合でも、プリペイドカードの発行会社によっては何らかの助言を得られる場合があるので、早急に連絡してほしい。

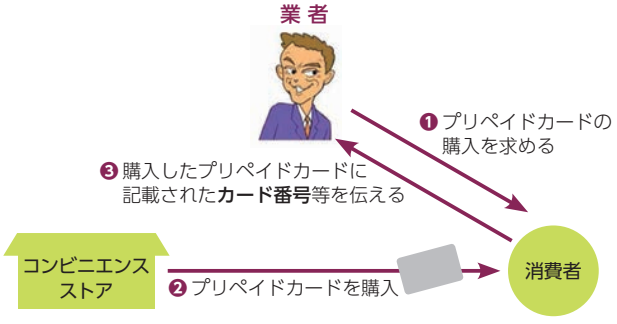

図 プリペイドカードの番号を伝えて料金を支払う流れ

参考：プリペイドカードの購入を指示する詐欺業者にご注意!!－「購入したカードに記載された番号を教えて」は危ない！
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20150326_2.html

暮らしの法律Q&A

第37回

山村 行弘 Yamamura Yukihiro 弁護士。第一東京弁護士会所属
一般民事・刑事事件、知的財産、法律相談などを手がける。
協力：萩谷雅和（萩谷法律事務所）

Q 妻が無断で借金しても夫が返済する?

相談者の気持ち

妻が夫の私に無断で借金をし、ブランド品など高価な買い物をしていました。妻が払えなかったら、私が返済しなければならないのでしょうか？

A

夫婦といえども個人責任が原則ですので、妻の契約上の債務に対しては、妻の個人責任となり、夫が責任を負うことはありません。もっとも、夫婦生活の運営は夫婦共同の責任とされており、婚姻生活に必要な費用は、夫婦間で分担するものとされています（民法760条）。そして、民法761条は、「夫婦の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによって生じた債務について、連帯してその責任を負う」と規定し、夫婦各自の個人責任の例外を定めています。

ここにいう「日常の家事」とは、夫婦の共同生活に通常必要とされる一切の事項をいい、子の養育・教育や家族の食料・衣類等の買入れ、光熱費の支出、保険への加入、家具・調度品の購入などが含まれます。ただ、その具体的な内容・範囲・程度は、当該夫婦の社会的地位や職業、資産、収入等によって、また、その夫婦が生活する地域の慣習によっても異なると解されています。

例えば、妻が高価な衣類や装飾品を購入する場合、一般の家庭からすれば、妻のぜいたく品の購入に夫が連帯責任を負うのはおかしいと考えられるかもしれませんが、夫婦の社会的・経済的地位や職業によっては、妻が高価な衣類や装飾品を購入することが頻繁にある場合も考えられ、その場合には、これらの購入も日常の家事に含まれる可能性があります。

では、商品の購入そのものではなく、購入するために借金をすることは日常の家事による債務（日常家事債務）といえるのでしょうか。この点、たとえ生活に必要な商品を購入する目的があったとしても、借りたお金自体は何に使おうと自由なのですから、借金が日常家事債務と言えるか否かはより厳しく判断されます。実際の裁判では、借金の金額や借用の名目、現実の使途等に着目して判断されることとなりますが、裁判例をみても、借金が日常家事債務の範囲内に当たるとされたものは少なく、10万円から30万円程度の借金でも連帯責任は認められていません。

したがって、本件においても、夫婦の社会的・経済的地位や職業によって結論が左右される可能性がないわけではありませんが、妻の借金が日常家事債務に当たる可能性は極めて低く、夫が返済をする必要はないものといえるでしょう。

暮らしの判例

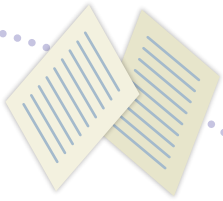

消費者問題にかかわる判例を
分かりやすく解説します

国民生活センター 相談情報部

いわゆるネズミ講により利益を受けた者に対する破産管財人の返還請求

本件は、破産した無限連鎖講（いわゆるネズミ講）運営会社の破産管財人が、今まで配当金を受け取っていた上位会員に対し、配当金の返還を請求した事案である。

原審では、「会社が上位会員に払っていた配当金は、もともと不法な契約によって得たものであるから、民法708条により、返還を請求することができない」と判断された。

しかし、最高裁は「この事業のしくみ上、多くの会員の損失により上位会員が利益を得ているのであるから、上位会員への配当金が不法な原因によるものであったからといってその返還を拒むことは信義則上許されない」と判断して、破産管財人の請求を認めた（最高裁平成26年10月28日判決）。

原告・控訴人・上告人：X（破産管財人）
被告・被控訴人・被上告人：Y（配当を受けた上位会員）
関係者：A（ネズミ講を運営し破産した会社）

事案の概要

Aは、2010年2月頃から、金銭の出資および配当に係（かか）る事業（以下、本件事業）を開始した。

本件事業は、もっぱら新規の会員から集めた出資金を先に会員となった者への配当金の支払いに充てることを内容とする、金銭の配当組織によるものであり、無限連鎖講の防止に関する法律2条に規定する無限連鎖講に該当するものであった。

2010年3月に、Aと本件事業の会員になる旨の契約を締結したYは、同年12月までの間に、上記契約に基づき、Aに対して約820万円を出資金として支払い、Aから約2950万円の配当金の給付を受けた。Aは、本件事業において、少なくとも、4,035名の会員を集め、会員から総額およそ25億6130万円の出資金の支払いを受けた。Aは、2011年2月に破産し、Xが破産管財人に選任された。破産手続きにおいては、本件事業によって損失を受けた者が破産債権者の多数を占めている。

Aの破産管財人Xは、YとAとの本件事業に関する契約は、違法なため無効であること、一般の契約当事者間とは異なり、破産管財人が破

産者に代わって債権を請求する場合には、不法な契約により給付されたものについて返還請求を認めないとする民法708条は問題にならないことを主張し、Yに対して出資金と配当金の差額約2150万円の支払いを求めた。

第1審判決は、「本件における配当金の給付は民法708条に当たり、返還請求できない性質を有している、破産管財人であるXが破産会社の代わりに返還を請求する場合であっても、Yに返還を請求することができない」として、Xの請求を棄却した。

控訴審判決も、「仮に破産管財人が配当金の返還を請求する場合に民法708条を適用せず、上位会員から返還された配当金により下位会員の損害を補てんできるとすれば、本件事業を主導した破産会社の債務を減額させることになる。

そうすると、結局、違法な事業を行っていた破産会社に法律上の保護を与えることとなり、民法708条の趣旨に反し相当ではない」として、Xの請求を棄却した。

これに対し、Xが上告し、本件配当金のような不法な原因による給付であっても、破産管財人による返還請求の場合については、民法708条を適用すべきでないと主張した。

理　由

「本件配当金は、関与することが禁止された無限連鎖講に該当する事業によってYに給付されたものであって、そのしくみ上、他の会員が支払った金銭を原資とするものである。そして、本件事業の会員の多くの者は、支払った金銭の額に相当する金銭を受領することができないまま、破産会社の破綻（はたん）により損失を受け、被害の救済を受けることもできずにいる。

このような事実関係の下で、破産会社の破産管財人であるXが、Yに対して本件配当金の返還を求め、これにより損失を受けた会員らを含む破産債権者への配当を行って、適正かつ公平な清算を図ろうとすることは、衡平にかなう（釣合いが取れてバランスが良くなる）というべきである。

仮に、Yが破産管財人に対して本件配当金の返還を拒むことができるとするならば、被害者である他の会員の損失の下にYが不当な利益を保持し続けることを認めることになって、およそ相当であるとはいい難い。

したがって、このような事情の下においては、Yが、Xに対し、本件配当金の給付が不法な原因による給付であることを理由としてその返還を拒むことは、信義則上許されないと解するのが相当である。

以上によれば、本件配当金に相当する約2150万円およびこれに対する遅延損害金の支払いを求めるXの請求には理由がある」と判断した。

解　説

(1) 民法708条の考え方とその問題点

不法な契約などによる給付がなされた場合には、給付を受けた者に「不当利得」（民法703条、704条）が成立するにもかかわらず、「不法な原因のために給付をした者は、その給付したものの返還を請求することができない」ものとされている（民法708条本文）。これはいわゆるクリーンハンズの原則を規定したものであり、不法に手を染めた者に国家は力を貸さず、それをもって不法な行為を抑止することにもなることを期待したものである。

しかし、この原則は不法な給付をした者に対しての保護をしない反面、不法な利益を得た者が事実上守られてしまう面がある。被告が不法な利益を得ているのを認めながら、一方で原告の請求を棄却することにより、被告の不法な利益を認めることになり、結果として正義に反す

ることになる。そのため、給付者そのものについては民法708条を適用してよいとしても、第三者の犠牲の下に不法な利益を受けることを認めるのは、もはや正義の観点から容認することは難しい。この点について、これまでの判例は分かれている。

⑵ 当事者に代わって請求することは認められない

参考判例①は、財産隠匿がなされ旧刑法388条の犯罪になる事例で、「民法第423条が定める「代位訴権」は、債権者がその債務者に属する第三者への権利を、債務者に代わって行うものである。したがって、債務者が第三者に対して請求することができないものは、債権者も請求することができない」とする。本件判決の第1審判決はこれと同じ考え方である。

しかし、債権者が債務者に代わって請求する代位行使の場合でも、不法な契約について第三者である債権者の犠牲の下に不法な利得者の利益が守られるのは正義に反する。さらに、第三者である被害者の財産を原資として利得者が不法な利得を得ていて、その損失と利得との間に密接なつながりがある場合には、なおさらである。なお、代位権については**参考判例**①を変更する判決は今のところ出ていない。

⑶ 破産管財人による権利行使

破産管財人による権利行使も同様に考えられるが、破産管財人による請求の事例(**参考判例**②)では、「民法第708条に該当し、法律がその返還請求を許さないものについては、破産法上の否認権の行使(160条以下)によっても返還を請求することができない。」と、否認権の行使の場合には民法708条の制限を否定している。

⑷ 不法な利得と被害者の損失との間に密接なつながりがある場合

参考判例③は豊田商事の破産管財人の請求であり、被害者の財産を原資として不当な利得を得たという密接な関係があった点で本判決の事例と似ており、(民法708条を適用せず返還を認めることは)「被害者である破産債権者の損害の一部を回復する結果にこそなれ、立法趣旨に照らし許容できないとする事情はまったくない」として返還請求を認めた。

また、**参考判例**④は本判決も「破産管財人が破産者の請求を行使する場合には、民法708条の趣旨は当てはまらないというべきである」と、破産法78条1項の破産管財人の権利の位置づけを根拠として、破産管財人による返還請求を認めている。

参考判例⑤は本判決と被告を異にする同一事例であり、**参考判例**④と同様の根拠でもって返還請求を認めている。

⑸ 本判決の意義

「被害者の財産と利得者の利得との間に密接な結び付きがある場合には、破産管財人による権利行使には不法原因給付による制限を受けない」ものとした先例として、以後同様の事例の参考となるものである。

参考判例

①大審院大正5年11月21日判決
(『民事判決録』22輯2250ページ(代位行使))

②大審院昭和6年5月15日判決
(『民事判例集』10巻327ページ(否認権行使))

③大阪地裁昭和62年4月30日判決
(『労働関係民事裁判例集』38巻2号166ページ(密接不可分事例))

④東京地裁平成18年5月23日判決
(『判例時報』1937号102ページ(密接不可分事例))

⑤東京高裁平成24年5月31日判決
(『金融法務事情』1981号97ページ(密接不可分事例・本判決の別件))

村 千鶴子 Mura Chizuko 東京経済大学現代法学部教授・弁護士 日本消費者法学会理事
専門は契約法、消費者法。国民生活センター消費者判例情報評価委員会、経済産業省消費経済審議会、東京都消費者被害救済委員会などの委員を務める。著書に『Q&A消費生活相談の基礎知識－知っておきたい民事のルール』(ぎょうせい)、『誌上法学講座－特定商取引法を学ぶ－』(国民生活センター)ほか多数。

物的担保(2)

1 はじめに

今回は物的担保のうち、前回の抵当権に続いて、消費生活とかかわりのある**質権**と**留置権**について取り上げます。

動産質権を利用した金融の質屋は古くからあるもので、1960年代に大阪でサラリーマン金融、東京で主婦を対象とした団地金融が生まれるまでは、庶民のための唯一の金融手段でした。最近では、質屋を装ったヤミ金融の「偽装質屋」が出現して被害が出ています。本稿では、偽装質屋の問題についても触れることにします。

2 留置権

抵当権や質権は、設定するためには債権者と債務者などの間の抵当権設定契約や質権設定契約が前提となります。一方、留置権は、当事者間の契約によるものではない点が特徴です。

例えば、事業者が消費者からブランド物のバッグの修理を依頼された場合を例に説明しましょう。事業者は、契約に基づいて修理をするために、消費者からバッグの引き渡しを受けて、そのバッグを占有します。事業者は、修理が終われば(前払いの特約がある場合には、修理が終わる前でも)、契約に基づいて消費者に対して対価である修理費用を請求できます。この場合に、修理したバッグの引き渡し後に支払期日を定めていた場合は別にして、事業者は消費者が修理代金を支払うまでは、自分が占有している修理したバッグについて、当然に留置権を取得します。留置権の発生根拠となるのが、民法*1 295条の規定です。

留置権者は、留置物を善良な管理者の注意をもって占有する義務があります(298条1項)。善良な管理者の注意とは、自分の所有物と同等の注意よりも高いレベルの注意が必要だという意味です。

さらに、原則として留置権者は、留置物を使用したり賃貸したりすることはできませんが、債務者の承諾があれば、使用したり賃貸したり、担保に供することができます。担保に供するとは、例えば留置物を質に入れてお金を借りることができるということです(296、298条2項)。

もし、留置権者が、債務者の承諾を得ないで留置物を使用したり賃貸したり担保に供した場合には、債務者は留置権の消滅を請求することができます(298条3項)。

留置物について必要経費がかかった場合や有益費を支出した場合には、所有者に対してその費用を支払うように請求できます。ただし、有益費の場合には、留置物の価格が増加した場合に限られます(299条)。

*1 以下、断りのない場合は、民法の条文を指します。

留置権を有している場合でも債権の消滅時効は進行します。留置権の発生は消滅時効をリセットする効果はないということです（300条）。

留置権は、債権者が留置物を占有していることがポイントです。したがって、債務者の承諾による賃貸や担保の供与の場合を除いて、留置権者が留置物を占有しなくなれば留置権は消滅します（302条）。

（留置権の内容）
第295条　他人の物の占有者は、その物に関して生じた債権を有するときは、その債権の弁済を受けるまで、その物を留置することができる。ただし、その債権が弁済期にないときは、この限りでない。
2　前項の規定は、占有が不法行為によって始まった場合には、適用しない。

（留置権の不可分性）
第296条　留置権者は、債権の全部の弁済を受けるまでは、留置物の全部についてその権利を行使することができる。

（留置権者による留置物の保管等）
第298条　留置権者は、善良な管理者の注意をもって、留置物を占有しなければならない。
2　留置権者は、債務者の承諾を得なければ、留置物を使用し、賃貸し、又は担保に供することができない。ただし、その物の保存に必要な使用をすることは、この限りでない。
3　留置権者が前二項の規定に違反したときは、債務者は、留置権の消滅を請求することができる。

（留置権者による費用の償還請求）
第299条　留置権者は、留置物について必要費を支出したときは、所有者にその償還をさせることができる。
2　留置権者は、留置物について有益費を支出したときは、これによる価格の増加が現存する場合に限り、所有者の選択に従い、その支出した金額又は増価額を償還させることができる。ただし、裁判所は、所有者の請求により、その償還について相当の期限を許与することができる。

（留置権の行使と債権の消滅時効）
第300条　留置権の行使は、債権の消滅時効の進行を妨げない。

（担保の供与による留置権の消滅）
第301条　債務者は、相当の担保を供して、留置権の消滅を請求することができる。

（占有の喪失による留置権の消滅）
第302条　留置権は、留置権者が留置物の占有を失うことによって、消滅する。ただし、第298条第2項の規定により留置物を賃貸し、又は質権の目的としたときは、この限りでない。

3 質権

質権のうち、動産を質に入れて借金する場合（動産質）に関する民法の概要を取り上げます。

質権とは、担保として取る動産を質権者が占有し、優先的に債権の弁済を受ける権利を有するものです。質権設定契約は、質物を質権者に引き渡すことによって成立します。質権者は、質権を設定した質物を留置する権利を取得します（342、343、344、345、347条）。

質権者は、質物を継続して占有することによって、自分の質権を第三者に対抗することができます（352条）。

抵当権の場合には、抵当権を設定した不動産を所有権者は自由に使用できました。しかし、質権の場合には、質権を設定した動産（質物）は質権者が占有することになるので、所有者は使用することはできません。質屋では、質草を預かってお金を貸すのですが、これが質権の設定の特徴を示しています。

なお、質権を設定する動産は、債務者の所有物である必要はありません。第三者の所有物でも質物にすることはできます。

質権者は、質権設定契約の際に、質権を質権者の所有物とすることによって弁済したことにする旨の契約をすること（流質契約）は原則として禁止されます。債務者が弁済期限に弁済しない場合には、原則として競売手続きによって換金して債務に充当する手続きをする必要があります。ただし、動産質では、正当な理由がある場合のみ、鑑定人の評価に従って質物を直ちに弁済

に充てることを裁判所に請求できます(349、354条)。

(質権の内容)
第342条　質権者は、その債権の担保として債務者又は第三者から受け取った物を占有し、かつ、その物について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

(質権の目的)
第343条　質権は、譲り渡すことができない物をその目的とすることができない。

(質権の設定)
第344条　質権の設定は、債権者にその目的物を引き渡すことによって、その効力を生ずる。

(質権設定者による代理占有の禁止)
第345条　質権者は、質権設定者に、自己に代わって質物の占有をさせることができない。

(質権の被担保債権の範囲)
第346条　質権は、元本、利息、違約金、質権の実行の費用、質物の保存の費用及び債務の不履行又は質物の隠れた瑕疵によって生じた損害の賠償を担保する。ただし、設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(質物の留置)
第347条　質権者は、前条に規定する債権の弁済を受けるまでは、質物を留置することができる。ただし、この権利は、自己に対して優先権を有する債権者に対抗することができない。

(契約による質物の処分の禁止)
第349条　質権設定者は、設定行為又は債務の弁済期前の契約において、質権者に弁済として質物の所有権を取得させ、その他法律に定める方法によらないで質物を処分させることを約することができない。

(留置権及び先取特権の規定の準用)
第350条　第296条から第300条まで及び第304条の規定は、質権について準用する。

(動産質の対抗要件)
第352条　動産質権者は、継続して質物を占有しなければ、その質権をもって第三者に対抗することができない。

(動産質権の実行)
第354条　動産質権者は、その債権の弁済を受けないときは、正当な理由がある場合に限り、鑑定人の評価に従い質物をもって直ちに弁済に充てることを裁判所に請求することができる。この場合において、動産質権者は、あらかじめ、その請求をする旨を債務者に通知しなければならない。

4 質屋営業法

質屋営業については、質屋営業法による規制があります。本稿では、同法について偽装質屋による消費者被害とかかわりの深い部分を中心に紹介しましょう。

物品に質権を設定して金銭を貸し付け、元本の弁済期日までに利息と元本の弁済がされない場合には質物を質屋の物とすることで弁済したものとする約款(流質契約)を用いる事業者が質屋です(質屋営業法1条)。民法349条では、流質契約を原則として禁止しています。質屋営業法はこの例外になります(同法19条)。

質屋を営むためには都道府県公安委員会の許可が必要で、無許可営業は3年以下の懲役刑の対象になります(同法2、5、30条)。

質屋には営業所の見やすいところへの許可証の表示義務(同法10条)、見やすいところへの取引条件の掲示義務(同法17条)や顧客への質札か通帳の交付義務、帳簿の備え付けなどの義務がありますが、注目すべき点としては高金利の禁止に関する出資法の適用に関して罰則金利が20%ではなく、109.5%である点です(同法36条)。これは、質物の査定や保管などの手間や負担がかかるためと説明されています。

質屋営業法
(定義)
第1条　この法律において「質屋営業」とは、物品(有価証券を含む。第22条を除き、以下同じ。)を質に取り、流質期限までに当該質物で担保される債権の弁済を受けないときは、当該質物をもつてその弁済に充てる約款を附して、金銭を貸し付ける営業をいう。
2　―略―

（質屋営業の許可）
第２条　質屋になろうとする者は、内閣府令で定める手続により、営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。
２　―略―

（無許可営業の禁止）
第５条　質屋でない者は、質屋営業を営んではならない。

（許可の表示）
第10条　第２条第１項の許可を受けた者は、営業所の見易い場所に、内閣府令で定めるところにより、許可を受けたことを証する表示をしなければならない。

（掲示）
第17条　質屋は、左の事項を営業所内の見易い場所に掲示しなければならない。
一　利率
二　利息計算の方法
三　流質期限
四　前各号に掲げるものの外、質契約の内容となるべき事項
五　営業時間
２　―以下、略―

（流質物の取得及び処分）
第19条　質屋は、流質期限を経過した時において、その質物の所有権を取得する。但し、質屋は、当該流質物を処分するまでは、質置主が元金及び流質期限までの利子並びに流質期限経過の時に質契約を更新したとすれば支払うことを要する利子に相当する金額を支払つたときは、これを返還するように努めるものとする。
２　―略―
第36条　質屋に対する出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第５条第２項 の規定の適用については、同項 中「20パーセント」とあるのは、「109.5パーセント（２月29日を含む１年については年109.8パーセントとし、一日当たりについては0.3パーセントとする。）」―以下、略―

（罰則）
第30条　第５条若しくは第６条の規定に違反し、又は第25条の規定による処分に違反した者は、３年以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 偽装質屋

偽装質屋とは、ゴミでも壊れた時計などでも財産的価値のないどんなものでも質草としてお金を貸す「質屋」です。質屋営業法の許可業者の中にも偽装質屋はいます。

どこが偽装なのでしょうか。もともと質屋は質物の財産的価値を査定して、担保価値の範囲内の貸し付けをし、債務者が返済できない場合には質物を弁済に充てるものです。債務者は、質物を失いますが、借金もなくなります。質屋からの借入では、質物がないと借金はできませんが、反面、多重債務被害は起こりません。

ところが、偽装質屋は質物の価値とは無関係の貸し付けをし、質物では弁済できません。多くの被害例では、年金の振込口座から金利と元金を自動引落としにし、年金を返済目的で収奪します。金利も高利です。質屋営業法の無許可業者はそもそも質屋ではありませんが、許可業者であっても取引実態をみると質屋ではなく、ヤミ金そのものです。

では、なぜ質屋を偽装するのでしょうか。第一に、質屋というと消費者が安心するという点があります。ヤミ金じゃないかと警戒しないのです。第二に、質屋営業法では刑罰金利が年利109.5%だということです。貸金業（貸金業法による無登録業者も含む）の場合には、出資法の上限金利は20%ですから、質屋を装ったほうが得なのです。ただし、偽装質屋の場合には、年利20%を超える金利を約束したり請求したり支払わせると出資法違反で処罰されますし、利息制限法により上限金利は利息も遅延損害金も年利20%が上限＊２で、これを超える場合には無効です。

＊２　利息制限法１条により、利息の上限は、元本が10万円未満の場合は20%、100万円未満の場合は18%、100万円以上の場合は15%となっています。

ウェブ版

国民生活

No.35
2015
6

特集

製品事故の防止と被害救済

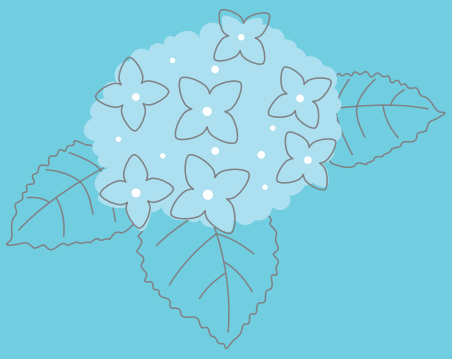

独立行政法人
国民生活センター